



Title	監督者責任の再構成（3）
Author(s)	林, 誠司; HAYASHI, Seiji
Citation	北大法学論集, 56(3), 159-234
Issue Date	2005-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15378
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(3)_p159-234.pdf



監督者責任の再構成（三）

林
誠
司

目次

- 序論
- 第一章 監督者責任に関する従来の学説及び裁判例の問題点
- 第一節 わが国の立法者の見解及び学説の検討と位置付け
- 第二節 わが国の裁判例の紹介と分析―監督義務の構造の視点から―

第一款 責任能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例

第一項 一六歳以上の責任能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例

第二目 未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例

第三目 交通事故に関する裁判例

第四目 その他の事故に関する裁判例

第五目 小括

第二項 一六歳未満の責任能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例

第二目 遊戯・スポーツ事故に関する裁判例

第三目 いたずらによる事故に関する裁判例

第四目 未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例

第五目 いじめに関する裁判例

第六目 交通事故に関する裁判例

第七目 その他の事故に関する裁判例

第八目 小括

第三項 まとめ

第二款 責任無能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例

第一項 七歳以上の責任無能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例

第二目 遊戯・スポーツ事故に関する裁判例

第三目 いたずらによる事故に関する裁判例

第四目 未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例

(以上五五卷六号)

(以上五六卷二号)

第五目 いじめに関する裁判例

第六目 交通事故に関する裁判例

第二章 ドイツ民法八三二条一項に関する学説・裁判例

第三章 ドイツ民法八三二条一項と社会生活上の義務

第四章 日本法への示唆

(以上本号)

第一章 監督者責任に関する従来の学説及び裁判例の問題点

第二節 わが国の裁判例の紹介と分析—監督義務の構造の視点から—

第一款 責任能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例

第二項 一六歳未満の責任能力者に関する裁判例

第二目 遊戯・スポーツ事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに六件存在する。

〔79〕京都地裁昭和五二年一月二五日判決(学校事故・学生処分裁判例集一三二五・二二六頁)^(155頁)

【事案】A(一四歳五ヶ月男)が校庭において投げたダーツによるXの右眼負傷。XからAの父母Y₁、Y₂らに対し賠償請求。請求棄却。

【判旨】未成年者が責任能力を有する場合でも、「親権者において未成年者が他人に損害を加えることを予測し、あるいは予見しうる状態にありながらその監督義務を懈怠し、他人に損害を与えた場合には親権者は他の要件を満たす限り、

民法七〇九条により不法行為責任を負う」ところ、本件事故当時ダーツ投げが流行していたことやAが家庭でダーツを所持していたことはなく、Aが所持していたダーツは本件事故当日初めて同級生からもらったものであり、さらに、家庭では母Y₂がAの所持品を点検する等していたのであり、「またAの素行、性格等にかんがみ、本件事故発生を予測させる特別の事情があり、かつY₁Y₂がそれを予測し、あるいは予測しうべきにもかかわらず予測しなかった等の特別の事情については、Xにおいて何ら具体的事実の主張は為されず、従つて本件Aによる事故につき、Y₁Y₂に過失ありと認めすることはできない」。

【検討】ダーツによる事故の予見可能性を否定する。事案としては、本件事故当日他の生徒がダーツを所持していたことが認定されており、Aと言えなくもないが、判決は、「両親の責任との関係でダーツ投げの流行を否定している点が注目される」。

〔80〕大阪地裁昭和五五年七月一日判決（判時九九九号八七頁）⁽¹⁵⁶⁾

【事案】A（一四歳男）はグラウンド内でBと投球練習中、小学生が自己の後方に集合し始めたことを知っていたにもかかわらず捕球姿勢をとり続けていたところ、Bの投げた硬球が逸れ、Aの後方にいたCを直撃した（C死亡）。Aは本件グラウンドにおいて本件事故前の夏休みに毎日のように友人らと共に、小学生と混じつて、野球をしていた。Cの遺族XらからA及びその父Yらに対し七〇九条等に基つき賠償請求。請求認容。

【判旨】Yとしては、Aの母と共同して「Aの日常の行動を適確に把握し、Aが野球を好み友人と野球をして遊ぶためよく外出し、Aが当時一四歳で軽率な行動に出るおそれが当然予想されるのであるから、周囲の状況をよく見きわめたいえ危険性のない方法、ボールを使用して野球をするように十分な注意を与えたとともに、特にAらとは体力・敏捷性・注意力において格段の差のある小学生がいる付近では格別気を配つて野球をするよう指導して監督すべき義務があると

いべきである。ところが、……YはAに対し野球をするなら人のいない所でやるよう指導していたことは認められるものの、それ以上真摯な指導・監督が行われたとは到底認められない」。

【検討】 事案としてはA(小学生に混じったの野球)。「日常の行動の適確な把握」が問題とされているが、あくまで危険な状況で野球をしていることの認識を獲得するためのものと見られ(予見義務)、その他の監督措置についても危険な状況での野球の防止に向けられていることから、具体的監督義務が問題とされていると言えよう。⁽¹⁷⁾

〔81〕 大阪地裁昭和五八年一〇月六日判決(判時一一〇二号九〇頁)

【事案】 A(二三歳一〇ヶ月男)は母Yに相談せず自らの貯金で竿やルアー等を用意し、後にYの許可を得て友人Xらと共に魚釣りに出かけ、釣りの経験の豊富な友人の選んだ狭い場所でルアーキャスティングを行ったところ、ルアーが斜め後方にいたXの右目を直撃し、Xは右目を失明した。XからA及びYらに対し賠償請求。Yらに対する関係で請求棄却。

【判旨】 YはAが友人らと共に魚釣りに行くことを許したが、「具体的な魚釣の方法や使用する道具についての詳細は知らなかったものであり、また、魚釣は、鋭利な鉤を用いることがあり、不注意な取扱い方をすれば他人に傷害を負わせる可能性が絶無とはいえないものの、一般的には他人に危害を及ぼす蓋然性が高い行為」とはできず、Aが中学生で魚釣の方法、道具の取扱い方について十分判断能力を有していたものと思われることから、Yが、Aが魚釣に出かけるに際し、他人に傷害を負わせる事故の発生することまでを予測してAの行動に対して具体的な注意を与えて事故の発生を未然に防止する注意義務を負うものとは到底認められないし、本件事故が極めてまれで偶発的な事故であったと考えられることからすると、YがAの魚釣の方法や使用する道具について注意を払わなかったからといって、

Aに対する指導監督義務を怠ったものということもできない」。

【検討】魚釣に際しての傷害について予見義務及び予見可能性を否定している。

〔82〕千葉地裁昭和六三年二月一九日判決（判タ六九三号一七五頁）

【事案】A（一五歳二ヶ月男）、B（一五歳二ヶ月男）及びC（一四歳七ヶ月男）らは中学校の昼休み時間中にベランダにおいて、椅子から外れて放置されていた鉄パイプを用いて野球ゲームをしていたところ、打者の手から滑って飛んだ鉄パイプが偶々側にいたXに当たった（X重傷）。XからABC及びそれらの父母¹YY²YY³YY⁴YY⁵YY⁶らに対し七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「親権者の未成年者に対する監督義務は、未成年者の生活全般に関するものであるから、未成年者が就学者である場合には、学校内の生活についても、当然これが及ぶ」。学校における指導監督にはその性質上肌理細かく行届いた指導監督を期待し得ないから、「親権者は、このような点に留意して、親権者の目の届きにくい学校生活に関しても、日頃から関心を持って子の生活態度や行動の把握に努め、他人に危害を及ぼすような危険な遊びや行動をしないように、子の年齢、能力、性格、等に応じ、具体的、適切な指導監督をなすべき義務がある」。Aらはしばしば野球をして遊び、またAらの中学の生徒は本件ベランダ等において野球類似のゲームをしばしば行っていたところ、「Aらは当時中学三年生で、その年齢からして軽率な行為に出ることも予想されたから、Aらの親権者としては、学校のように他の生徒が多数集まっている場所で野球又はそれに類似した遊びをするときには、危険のないような場所と方法で行い、もし危険がある場合にはそのような行為をしないよう指導監督すべき義務があった」。しかるに、Yらはそれぞれ子に対し「他人に迷惑をかけないように」などと口頭で注意していたことは認められるものの、「Aらが野球類似のゲームをしてい

たことなど学校内の生活について、十分な行動の把握もまた具体的かつ適切な注意や指導もしていなかったことが認められる」。従って、YらはABCに対して「それぞれ指導監督を怠った過失があったものというべきである」。

【検討】学校での事故について、学校への監督の委託が行われているとの想定の下、委託者である親による子への直接の監督を要求し、その具体的な内容として、野球ゲームに際しての軽率な行動の予見可能性を肯定した上でこの行動の防止に関する監督義務を問題として、野球ゲームに際しての軽率な行動の違反が問われている（この場合、「子の生活態度や行動の把握」は予見義務の現われとして捉えるべきであろう）。なお、親により「他人に迷惑をかけないように」との注意がなされていたことが認定されているが、このような注意は一般的監督に属するものと考えられ、それ故本件では、一般的監督義務が一応尽くされていたことが認定された上で具体的監督義務の違反の有無が問われ、親の責任が肯定されていると見ることができよう。

事案としては、本件事故以前にAらにより行われていた「野球」の態様の詳細が明らかでないことから評価が困難であるが、本件事故以前にも生徒の出入が比較自由であり、それ故、他の生徒も集まると思われるペランダで同じ中学の生徒が野球ゲームをしていたことからすると、少なくともA（他の生徒よるペランダでの野球ゲーム）と見ることができよう。

〔83〕静岡地裁平成六年八月四日判決（判時一五三一七号七七頁）

【事案】柔道の有段者A（中学三年生男）は夏休み中の中学校の柔道部の練習において、それまでの練習で相当疲労していた一年生部員Bに柔道場の端付近で大外刈りをかけ、Bの後頭部を板の間に打ち付けた（B死亡）。他の柔道部員などの供述によれば、Aは事故当日柔道部の県大会に出場できないことからふてくされたような態度をし、また、日頃

からBに対して厳しい練習態度で臨んでいたことが窺われた。Aの父母Y₁Y₂は、Aが中学一年の時、同学年の柔道部員を他の柔道部員と共に小突いたことから、同人の父親からいじめがあったと申し入れられたことがあるが、Aが中学三年の時には柔道に励み、それ故非行等の問題行動を起すこともなかったと認識しており、また、Aが県大会の出場権を得られなかったことを知っていた。Bの遺族XからA及びY₁Y₂に対し七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】Aには、部活動において、下級生に対して荒い投げ方をするなど相手に対する配慮を欠いた行動に出る傾向が窺われ、県大会の出場資格が得られなかった挫折感等から、右傾向が助長される状況にあったと推認される。また、Aが過去に同学年の柔道部員をいじめたことは同人が柔道部の練習をさぼることが多かったことによるのであり、いわば柔道部の統制が目的であったのであるから、三年生時でも、そのような行動を下級生に対してとるかもしれないこと、「ひいては練習において下級生に対してことさらに厳しい練習を強いるかもしれない」ということの認識は可能であったというべきである。そうすると、Y₁及びY₂としては、Aの法定監護義務者として、同人が部活動において下級生に対してそのような行動に出ないように日頃から一般的な注意を与えるべき義務があったというべきであり、これが尽くされていたならば、Aにおいて、体力に劣り、受け身等の技能の未熟なBに対し、ことさらに厳しい練習を課したり、大外刈りをかけて本件事故を惹起することを未然に防ぎ得たというべきである」。

【検討】事案としてはA（下級生に対する厳しい練習態度）。下級生に対して過度の練習を強いることの予見可能性を肯定している。

【84】東京地裁平成一三年一月二日（判タ一六一六号二一六頁）

【事案】A（二三歳一ヶ月男）の持参したエアーカーンの遊戯中の暴発によるXの負傷。本件エアーカーンは事故前日にA

の父YがAに買い与え、Aの部屋に保管されていたものであり、また、Aが小学五、六年の頃、小遣をためて拳銃型エアージェンを買った際、Yは取扱説明書をAに読ませようとせず、何も注意をしなかった。XからA及びYに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】拳銃型エアージェンの取扱説明書には対象年齢として一八歳以上、不注意な発射や誤使用により失明や怪我などの危険が生じる旨の記載がある。「したがって、子どもがこのようなエアージェンを所持している場合、あるいは、買い与える場合には、その危険性に鑑み、親としては、子供が取扱上の注意を厳格に守るよう子供を指導監督する義務がある」といふべきである。しかし、Yは、……その取扱についてAを指導していたとは認められない」。

【検討】事案としてはA（拳銃型エアージェンの所持）及びB（本件エアージェン）。エアージェンの危険性から監督義務を導き出している。

以上遊戯・スポーツ事故に関する裁判例の検討からは、以下のことが明らかになる。すなわち、ここでも、具体的監督義務違反の有無だけを問い、監督義務違反を否定する裁判例が見られる（79、81）。また、「特定化された行為」が既に現われていたケースでは具体的監督義務の違反が問われて責任を肯定されている（80、83、84）のに対し、それ以外のケースで具体的監督義務違反の有無だけが問われたとき、責任は否定されている（79、81）。もっとも、この類型ではその他に、「特定化された行為」を誘発する環境が存在していたに止まるケースに関する裁判例82において、具体的監督義務違反が肯定されており、また、一般的監督と具体的監督の双方の態様を問題としながらも、具体的監督義務の違反に基づいて親に責任を負わせていると見られる点が注目される。

第三目 いたずらによる事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに四件存在する。

〔85〕 宇都宮地裁昭和四五年三月三日判決（下民集二一巻三・四号三七四頁）⁽¹⁵⁸⁾

【事案】 A（一三歳四ヶ月男）は牛乳瓶を川に浮かべ石を投げつけて割るという遊びをするために拾った牛乳瓶が邪魔になったので、Xらが河原に居ることを認めながら、瓶をXの付近の護岸に投げつけたところ、その破片がXの左眼に刺さり、Xは左眼を失明した。当時牛乳瓶を川に浮かべ石を投げつけて割るという遊びが子どもらの間で流行っており、A自身も前に二、三回このような遊びをしたことがあった。XらからA及びその父母Y₁、Y₂に対し七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】 弁論の全趣旨から七〇九条責任に基づく損害賠償請求の主張が含まれていると解されるとした上、以下のように述べる。Yらは、学校外での「Aの行動については監督義務者としての注意義務を十分に尽くすべき責任があり、またY等の社会的地位（当時Y₁は県立商業高校の教員であり、Y₂は洋裁教師であった。）と生活環境に鑑みると、それが十分可能であったにも拘らず、Aが以前にも同じような危険な遊びをしていたのに、これに気づかず放置しており、またこのような危険な遊戯をしないようにとの一般的な生活指導をも怠っていたことは、法定監督義務者としての注意義務を怠った過失があるといわなければならない」。

【検討】 「同じような危険な遊び」に気づかなかつたこと、すなわち「特定化された行為」の子見義務違反を認め、具体的監督義務の違反を肯定すると共に、「危険な遊戯をしないようにとの一般的な生活指導」という一般的監督の懈怠を認め、一般的監督義務の違反を肯定するものと言えよう。事案としては、当該加害行為は空き瓶を護岸に投げつけるといふ、従前子が行っていたいたはず（川に浮かべた空き瓶を石で割ること）とはやや異なるものであるものの、当

該加害行為が従前と同様のいたずらに関連して行われた、空き瓶を割るという行為であることからすれば、Aと言えよう。

〔86〕大阪地裁昭和五九年一月三十一日判決（民集四一巻一号五五頁〓判時一一〇九号一一五頁）

【事案】A（一四歳六ヶ月男）を含む五名は夜間共に雑談しているうちに、電車が石を飛ばして通過する様子を見たいとの雰囲気が出来、Aが見張りをし、Aの友人が軌条上に石を置いたため、電車が脱線し、一〇四名の乗客が負傷した。Aには本件事件以前に補導歴はなかったが、本件事故当時友人らと夜遊びをすることがあり、事故当日も午後八時過ぎに友人らと集まっていた。Aの父Y₁は仕事のため子供と接する機会が少なく、子どもの教育はAの母Y₂に任せ、Y₂は子供のPTAには普通に出席する等子どもに対して通常の関心を持ち心配りをしていた。電鉄会社XがA及びY₁、Y₂に対し修復費等の請求及び直接被害者である負傷者への賠償を求償。

Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「Y₁は、仕事が多忙のため自らAに対する日常的な生活規範について指導することはあまりなく、専らY₂に委せていたことが窺われるが、Y₂はAに対して格別放任していたわけではなく、全体として子供に対してやや甘い家庭であるにしても、Aの従前の生活態度（補導歴のないこと等）に照せば、同人に対して保護者として当然になすべき監督義務を怠っていたとまではいえない（なお、本件事故の突発性を考えれば、仮りにY₁に一般的な監督義務違反があったとしても、そのことと本件事故発生との間には相当因果関係があるものと認めることはできないものといわなければならない）」。

【検討】Y₂について一般的監督義務違反を否定した上で、Y₁、Y₂の双方について本件事故の予見可能性をその突発性から

否定しているものと思われる（但し、この予見可能性の有無が一般的監督義務違反と事故発生との間の相当因果関係の判断の中で考慮されている）。また、Y₁については、Y₂への監督の委託により一般的監督を尽くしたものとしているものと見られ、Y₁自身による一般的監督の態様はとくに検討されていない。事案としては、本件事故直前の雑談の中でAが小学生の頃に軌条上に釘を置いたことがある旨述べたとの認定があるが、それ以上の認定（特にAが本件事故以前に実際に軌条上にものを置いたことがあるか、また、どのようなものを置いたことがあるか）がなされておらず、このような認定に従えば、「特定化された行為」等が何ら現われていなかったケースとならうか。

〔87〕大阪地裁昭和五九年二月二十五日判決（判タ五五〇号一九〇頁）

【事案】A（二三歳八ヶ月男）は中学校において冗談半分に同級生Xにプロレス技をかけて持ち上げた後、Xが氣を失ったことに気付かずにXを降ろして立たせようとしたため、Xはそのまま倒れ、床に右目付近を強打し、右目を失明した。Aは中学一年の頃からプロレスが好きになり、テレビ等でプロレス技を覚え、弟に技をかけたことがあり、中学校でX等に対して冗談半分でプロレス技を掛け、教師から一度注意されたこともあったが、これまで弟妹や友人等に負傷をさせたことはない。Aの父Y₁は「プロレスはシヨウである」とAに説明し、学校からAのプロレス行為について家庭への連絡等はなく、Y₁及びAの母Y₂は子どもたちとレジャーに行く等して子どもたちとのスキンシップを保つことに留意していた。XからA及びY₁、Y₂に対し賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】Y₁、Y₂は、「Aに対して格別放任していたわけではなく、また、Aの性格、素行、従前の生活態度等に照せば、Aが学校で親しい同年生に対して冗談半分でプロレス技を掛けていることに気付かなかったとしても、Aに対して保護者としてなすべき監督義務を怠っていたとまでいえることはできない」。

【検討】 事案としてはA。一般的監督の懈怠を否定した上で、子の従前の「特定化された行為」を認識しなかったことも監督義務懈怠ではないとしている。

〔88〕 富山地裁平成一四年一月二七日（判時一八一四号一二五頁）

【事案】 Bは中学校の休憩時間中教室で、机の上に置いたイスに乗りカーテンフックを直そうとしたところ、A（二三歳八ヶ月男）がそのイスを蹴ったため転落し、その際に割れた窓ガラスで負傷し死亡した。Aは比較的大人しく、真面目な生徒であったが、中学一年の後半頃からBにちよっかいを出すようになった。Bの遺族XからA及びその父母Y₁、Y₂に対し賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】 Y₁、Y₂には、Aの「言動に注意し、適切な監護教育をすべき義務がある」。しかしながら、「Aは、Bにちよっかいを出す傾向が増し、この点について、BがXに愚痴をこぼしていたなどの事情は認められるものの、総じて、おとなしく真面目だったものであり、本件事故前に、Bや他人に暴力を加えたり、あるいは暴力を加えるかのような言動があったとは認められない。したがって、Y₁、Y₂に、Aの問題性に気づかず、あるいはこれを放置したといった事情は見当たらず、監護教育義務の懈怠があったとまでは言い難い」。

【検討】 「監護教育義務」違反の判断にあたり、Aに従前Bなどに暴力を加えたこと（或いは加えるかのような言動）のなかったことを重視しており、具体的監督義務の違反を要求していると見られる。事案としては、Aに従前見られた「Bにちよっかいを出す傾向」の中身が明らかではないため、いずれのケースにあたるか評価が困難である。

以上のいたずらによる事故に関する裁判例においては原則として（具体的監督義務違反と共に）一般的監督義務違反

の有無が問われていることが特徴的である（例外として88）。これは一般に、子のいたずらが家庭でのしつけ、すなわち一般的監督の懈怠の徴表と見られることと関連しよう。そして、その故にか、この事案類型では、「特定化された行為」が事故前に現われていなかった場合に一般的監督義務違反を問題としてこれを否定する裁判例（86）が見られ、これまでの裁判例の傾向（このような場合に一般的監督義務が問題とされるときには監督義務違反が肯定される）とはやや異なる傾向が見出される。

第四目 未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例

〔89〕大分地裁平成二年一月二三日判決（判タ七七号二二三頁）

【事案】A（一四歳一〇ヶ月男）は中学校において同学年のBと些細なことから喧嘩となり、Bの後頭部等を一〇数回強打し、Bは死亡した。Aは短気な一面を有し、小学五年生時に他の児童を痣が出来るほど殴打したことがあり、また、中学入学後五回の暴行事件を起し（そのうちの二回を本件の一週間前と本件の前日に起していた）、同級生と殴り合いの喧嘩をして相手に打撲傷を負わせる等しており、Aの暴力的性格は同級生間で知れわたっていた。Aの父母 Y_1 Y_2 はこれらの中学入学後のAの行動について学校から連絡を受けておらず、知らなかった。Bの遺族XらからA及び Y_1 Y_2 に対し七〇九条等に基づき賠償請求。 Y_1 Y_2 に対する関係で請求棄却。

【判旨】「 Y_1 、 Y_2 は、Aの性格からすれば、他人が何時喧嘩をするかも知れないと思っていたので、同人に対し、平素から喧嘩をしないよう、もし喧嘩をしても決して手を出さず話し合うようにと説諭するなど指導していたが、学校側に対し、学校内におけるAの行動を問い合わせなどということはなかった」。「 Y_1 、 Y_2 は、Aに対し適宜説諭するなど同人

を決して放任していたわけではなく、それにAの素行、従前の生活態度からすれば、Aが学校で同級生に対し……〔Bに加えた〕ような執拗な暴行を加えるなどということは思いもよらなかったことであると認められる」。もつとも、Y₁、Y₂は「Aの学校内における行動様式と家庭内における行動様式との間かなりの相違があったのにこれを看過していたということができるが、これを、Y₁、Y₂が積極的に学校側と連絡を取り、学校内におけるAの行動の把握に努めるべきであったのにこれを怠つたがためであるとして、Y₁、Y₂を責めるのはいささか酷であ」る。

【検討】 事案としてはA（同級生に対する暴行）。子を格別放任していたわけではないとして一般的監督の懈怠を否定した上で、さらに、子による本件暴行のような暴行の予見可能性を否定し、また、学校における子の行動について問い合わせをしなかったことを監督の懈怠として責めるのは酷だとして、予見義務違反を否定している。

第五目 いじめに関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに五件存在する。

〔90〕東京地裁平成三年三月二七日判決（判時一三七八号二六頁）

【事案】 A（Cの自殺当時一四歳四ヶ月男）及びB（Cの自殺当時一四歳三ヶ月男）らのグループは中学二年進級後、授業の抜け出し等問題行動をとるようになっていたところ、中学二年の六月以降交友するようになった同級生Cを次第に使い走りとして使うようになり、さらに二学期以降、欠席がちのCが死亡したものと見立てて「葬式ごっこ」を行う他、時としてCがAらの意にそわないときにCに対する暴行を行うようになっていた。さらに、二年生の一二月以降、Aらに対して離反感を抱くようになったCがAらの意にそわないことが多くなったことから、A及びBらはCに対して

暴行を加えるなどするようになり、三学期の始業式当日、暴行の事実を親に告げたこと等から立腹したAらがCに暴行を加えるなどした。その後、Cは長期間にわたり学校を欠席した後、三学期が始まって約三週間後に自殺した（「中野富士見野中事件」）。Aの父母Y₁Y₂及びBの父母Y₃Y₄はA及びBの問題行動について再三にわたって学校から連絡を受け、家庭での指導を促され、Y₃Y₄はこれらの場合等にBを叱責するなどしたが、Bの具体的動静を十分把握しないままであり、また、Y₁Y₂は、Cから（二年生の一月以降の）暴行の事実を聞いたCの父Xの抗議を受け、Aに対して暴行の事実を問い質すなどしたが、Aがこれを否定するとそれ以上深く事情を聞くことをしなかった。Cの遺族XらからY₁Y₂Y₃Y₄らに対し七〇九条等に基づき、Cの死亡による逸失利益及び慰謝料等を請求。二年生の一月以降の暴行に関するCの慰謝料の限度で請求認容。

【判旨】二年生の一二月頃までの状況を「いじめ」と見ることは当を得ないとした上で、以下のように述べる。Yらの七〇九条責任は七一四条責任と異なり、「一般的に監護教育を怠ったとか、監護教育の実をあげることができなかったということから直ちにその責任を負うというものではない」。「子供は、その交遊関係その他子供社会における体験を通して自我を確立し、社会の価値や規範を体得して社会化を遂げていくものであることが重視されなければならないのであって、……子供の自律に委ねられて然るべき一定の領域が存在することを認めざるを得ず、……未成年者の親権者は、当該未成年者の年令、性別、性格、その他の具体状況に照らして、そのまま放置したのでは他人の生命若しくは身体への重要な危険又社会通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を及ぼすことが具体的に予見されるにもかかわらず、故意又は過失によって、それを阻止するためにとることできた実効的な方策をとらなかつたとき、監督義務を怠ったものとして、それによって生じた損害を賠償すべき責任がある」。「もつとも、父母たる親権者は、子供の性格、心神の発達状況、行動様式等について最もよく知り得る立場にあり、それだけその行動を予測することも容易であるの

が通常であるうえ、その生活関係全般にわたって行動を規制することができる立場にあつて、子供が他人に危害を加えるおそれがある場合において、それを阻止するためにとることのできる方策も多いのであるから、その負うべき監督義務の範囲は、学校設置者の負う安全保持義務に比較して、決して低かつたり狭かつたりするものではない。Yらは、二年生の一二月頃までにAらの担任等からA又はBの問題行動等について連絡を受けるなどし、「特にY₁、Y₂においては、XからAがCに暴行を受けたとして抗議を受けるなどしたのであるから、これらの事実と……一連の事実経過を併せ考えると、起居を共にしていた父母としては、当時におけるA及びBを中心とする本件グループとCとの交友関係の実情を知り又はこれを契機としてA又はBから立ち入って事情を聞くなどすることによってこれを知り得たものというべきであり、また、そのような前提に立つて日頃からきめ細かくA又はBの動静を継続的に観察していたとすれば、本件グループの生徒らが……〔三学期始業式の〕日以降右グループから離脱しようとするCに対して暴行等を加えるなどし、その結果、同人を深刻な苦悩に陥れることのあるべきことを予見することをできたものと認めるのが相当であり、また、その段階において、父母としての適切な方策を講じることによって有効にこれを阻止することができたものと解するのが相当である」。他方、Yらとしては「Cがこれを原因として……自殺を図ることを予見することができなかつたものと解すべき」である。

【検討】一般論として、親の責任を肯定するには一般的監督の懈怠では足りず、具体的監督義務違反が必要であるとした上で、本件について自殺直前の暴行について予見（認識）義務違反を認めている（他方、自殺については予見可能性を否定）。また、学校内の出来事について、親の監督義務が学校設置者の監督義務よりも広い範囲にわたるものであることを指摘している。事案としては、暴行に関する限りではA（被害者に対する暴行）。

〔91〕東京高裁平成六年五月二〇日判決（判時一九九五号四二頁）

【事案】90の控訴審。Xから控訴（Yらも附帯控訴）。Cの慰謝料等の金額について控訴一部認容。A Bの素行及び同人らによるCへの「いじめ」並びにそれらに対するYらの対応に関する事実認定については、Aについては、Aが中学二年時から弱い生徒に難癖をつけて殴っていたこと、深夜徘徊で補導された際にYが警察で注意を受けていたこと、Bについては、短気且つ粗暴で教師や他の生徒等に対して暴行、いじめを繰返していたこと、二年生の二学期において、A BらによりCが使い走りに行かされる回数が多数回に及び、また、A BらのCに対する暴行も多数回に及び且つ激しいものであったこと、A BらがCをいじめ等の対象としていたこと、CがAらのグループから離脱したい旨述べていたこと、Yらは学校側からA Bの状況について説明を受け、家庭での指導を要請されていたこと等を新たに認定するなどした他は、90の事実認定とはほぼ同じ。

【判旨】二年生の二学期以降の状況を「いじめ」と目すべきであるとした上で以下のように述べ、二年生の一〇月頃からCの自殺直前までの暴行に関するCの慰謝料を認容している。Yらは、A又はBによる二年生一学期以降の問題行動の反覆について教師らから再三知らされて指導を求められ、さらに、Y₁ Y₂はAが補導を受けた際にも警察から注意を受けていたのであるから、Yらは「親権者として、A又はBの行状について実態を把握するための適切な努力をしていれば、遅くとも……〔二年生の〕一〇月頃には本件いじめの実態が深刻であり、Cの心神に大きな悪影響が生ずるおそれのある状況であることを認識し得たはずであるにもかかわらず、そのような努力をすることなく、A又はBに対し適切な指導監督をすることを怠り、A又はBをほとんど放任していたものであり、そのため、A及びBにCに対する本件いじめ行為を反覆させる結果を招いたものである。したがって、YらにはA又はBに対する監督義務を怠った過失があるというべきである。」しかし、右不法行為によってCが自殺するに至ることをY₁ Y₂及びY₃ Y₄において予見することが可

能であったと認めるに足りる証拠はない」。

【検討】子による「いじめ」の子見（認識）義務違反を認め、具体的監督義務の違反を肯定している（他方、自殺については、原審と同様に、予見可能性を否定）。

〔92〕大阪地裁平成九年四月二三日判決（判時一六三〇号八四頁）

【事案】情緒不安定等の障害を有するEは中学入学後同学年のA（本件事件当時一五歳一〇ヶ月男）及びB（同一四歳八ヶ月男）等から足蹴にされる等のいじめを受けていたところ、本件事件当日の放課後、A B並びに同学年のC（同一五歳五ヶ月女）及びD（同一四歳九ヶ月女）から暴行を受け、死亡した。Aは学年を追うごとに問題行動が顕著になり、中学二年頃から無断欠席をし、校内では暴力を背景に同級生・下級生に影響力を持つ等し、さらに、中学一年の頃から本件事件までの間に七、八回Eを足蹴にするなどしていた。Aの父母Y₁、Y₂は学校との懇談を繰り返し、補導センターの継続指導を受けることになったが、Aに対すは甘く、放任状態であった。Bは中学二年頃から欠席が多くなり、中学二年二学期以降本件事件までの間に三回位Eを足蹴にしたことがあった。Bの母Y₃はBの欠席につき教職員と相談する等していたが、勤めのため日中不在とし、自宅がAらの溜まり場となっていたにもかかわらず、放任していた。Cは中学三年の夏にAと交際するようになってから授業をさぼることが増え、本件事件当日にはDと共に下級生に対する暴力行為に及び、また、中学入学後本件事件までの間に三回位Eを足蹴にしたことがあった。Cの父母Y₄、Y₅のCに対するしつけは甘く、放任状態であった。Dは中学三年の夏にBと交際するようになり、Aらと行動を共にすることが多くなり、授業をさぼることも増え、本件事件当日も下級生に暴行を加えていたが、本件事件以前にEに対し暴行を加えたことはなかった。Dの父母Y₆、Y₇の躰は甘く、放任状態であった。また、Aら四名が本件事件以前にEに対して集団で暴

行を加えたことや加えようとしたことはなく、他の生徒に対しても集団で暴行を加えたことはなかった。Eの遺族XらからA B C D及びY₁乃至Y₇らに対し七〇九条に基づき賠償請求。Y₁らに対する関係で請求認容。

【判旨】「親権者は中学生の子であっても、原則として子どもの生活関係全般にわたってこれを保護監督すべきであり、少なくとも、社会生活を営んでいく上での基本的規範の一として、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会的規範についての理解と認識を深め、これを身につけさせる教育を行って、中学生の人格の成熟を図るべき広汎かつ深遠な義務を負っているところ、……Y₁らは、A₁らが……〔中学三年の〕夏休み以降、……暴力を背景として同級生・下級生に影響を及ぼしているAを中心とするグループを形成し、以来、A₁らの怠学、喫煙、服装の乱れ等の問題傾向が反覆していたのであるから（かかる性向がやがて暴力的非行へと結びついていきやすいことは疑いを入れないところであろう）、A₁らと起居を共にしているY₁らとして、A₁らの行状について実態を把握するための適切な努力をしなければ、A₁らがAの影響のもとに早晩弱者に対する暴行行使によるいじめに及ぶ予見可能性を予見し得たはずであるにもかかわらず、そのような努力をすることなく、A₁らに対し、前記社会規範を身につけさせることを中心とする適切な指導監督をすることを怠り、A₁らをほとんど放任していたものであり、そのため、A₁らに本件事件を惹起させる結果を招いたものというべきである」。「したがって、Y₁らは、A₁らに対する監督義務を怠った過失がある」。

【検討】怠学や喫煙等の事実から暴行行使によるいじめの予見可能性を肯定しており、具体的監督義務違反が問題とされている。もつとも、事案としては、子による被害者等に対する暴行の事実が認定されており、Aである。本判決も実質的にはこれらの事実から暴行の予見可能性を肯定していると見られる。但し、Y₁については、子による被害者への従前の暴行が認定されていない。しかし、他の生徒に対する暴行の事実が認定されており、また、同学年の者による被

害者に対するいじめが行われていたとの事実認定から、少なくともA乃至A'ケースと言えよう。

〔93〕大分地裁平成一一年一〇月二五日判決(判タ一〇八三号一六一頁)

【事実】A(いじめを始めた当時一三歳)は中学一年二期から同三年生の間に同学年のXに対して暴行及び金銭の強要を行い、Aの父母Y₁、Y₂はAが中学二年生であった二月初ころ、中学校からAのXに対する暴行の連絡を受けて初めて、AのXに対するいじめを知った。XからA及びY₁、Y₂に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】Aが中学二年であった二月初ころ学校から連絡を受けるまでの間に、「Y₁及びY₂が、AがXに対していじめを行うことを予見し得たことを認めるに足りる証拠はない」。「Y₁及びY₂は、前記中学校から連絡を受けた後においても、Aのいじめの存在を否定する弁解を鵜呑みにして、Aに対する有効適切な指導監督を行わなかったことが認められる」。

【検討】事案としてはA(暴行及び金銭の強要)。いじめの認識乃至その可能性の有無を基準として責任の有無を判断しており、具体的監督義務違反を問題としている。

〔94〕さいたま地裁平成一五年六月二七日判決(判時一八四九号七一頁)

【事実】ABCDEの五名(いずれも一五歳)は共謀の上、Xに集団暴行を加え(但しAは暴行の実行行為に加わっていない)、Xは負傷した。また、A及びEは、本件暴行以前から継続的に万引き等をXに強要し、数回にわたりXから金銭を喝取していた。Aは中学生になってから自ら万引きを五回程したことがあるほか、日頃から粗暴な行為をする。とがあり、Aの父母Y₁、Y₂は基本的に放任状態で、Aの母Y₂はAに粗暴な面のあることを認識していた。Eは自らも万引きをしていたが、Eの父母Y₃、Y₄による生活全般に対する躰は甘かった。BはC及びDと共に結成した不良グループのリー

ダーであったほか、日頃から粗暴な行動が目立ち、本件以前にも暴行事件を起こし、Bの母Y₃はBに対してその都度注意をしていたものの、その注意の仕方は必ずしも適切なものではなかった。CはBと不良少年グループを結成し、自宅を溜まり場としていたが、Cの父母Y₄Y₅は特段の注意もせずにこれを放置していた。DはBと共に不良少年グループを結成していたが、Dの父母Y₆Y₇は不良グループとの交友関係に特段の注意を払わず放任状態にあった。XからY₃乃至Y₇に対し本件暴行を理由として、またY₁Y₂Y₈Y₉に対しては加えて本件暴行以前のいじめ行為をも理由として賠償請求。請求認容。

【判旨】「少年ら五名には、いずれも本件暴行事件より以前から（Aら二名については、本件いじめ行為の前か、少なくともこれと並行して）、喫煙、ピアスの着用、粗暴な行為、不良グループの結成等の問題行動が生じていたところ、Yらはこれを認識し、又は認識すべきであったから、少年ら五名が、早晚弱者に対するいじめや暴力行為等に及ぶことをも十分に予見し得たものといえる」。

【検討】集団暴行事件といじめが複合している事案類型であるが便宜上ここで取り扱うこととする。
 事案としては、集団暴行事件にのみかかわった子の親のうちY₃についてはA（暴行事件）、Y₄Y₅Y₆Y₇についてはC（不良グループの結成）。いじめにもかかわった子の親であるY₁Y₂Y₈Y₉についてはA（粗暴な行為、暴行、継続的な万引きの強要等）。

粗暴な行為や不良グループの結成などの事実からいじめや暴力行為などの予見可能性を肯定している。

以上のいじめに関する裁判例においてはいずれも具体的監督義務の違反のみが問われている点が特徴的である。これは、いじめが反覆且つ継続的な行為であり、それ故、親についてそれらの行為の予見（認識）可能性を肯定することが

容易であることによるものと思われる。また、反対にこのことから、被害者が自殺した場合であっても、一般的監督義務違反に基づく親の責任は認められていない。この点は、判例¹⁹⁾上被害者たる生徒の自殺については予見可能性がない限り学校設置者等は責任を負わないとされていることとの均衡も重視されているものと思われる。

第六目 交通事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに八件存在する。

〔95〕名古屋地裁昭和三八年三月九日判決（判時三四五号四八頁）

【事案】 A（一四歳七ヶ月男）、B（一四歳二ヶ月男）、C（一三歳四ヶ月男）及びD（一四歳二ヶ月男）は、Cが拾得したキーを用いて数日前から放置されていた自動車を始動させた上、Aがハンドルを、Bがブレーキを受け持ち、C及びDを同乗させて無断無免許運転をしていたところ、Xに衝突した（X負傷）。XからABCの父又は母Y₁Y₂Y₃Y₄及びDの父母Y₅Y₆に対し賠償請求。Y₁乃至Y₄に対する関係では請求認容。Y₅Y₆に対する関係では請求棄却。

【判旨】 Dは同乗者に過ぎず、本件事故について責任を負わないことからY₅Y₆も責任を負わないとし、また、Y₁乃至Y₄についてはXによる監督義務懈怠の立証がないとしている。

【検討】 昭和四九年判決以前の判決であるが、七〇九条責任成立の余地を認めている。

〔96〕徳島地裁昭和五四年六月二六日判決（交民集一二巻三号八四二頁）

【事案】 A（一二歳九ヶ月男）運転自転車の交差点における信号無視によるX運転自転車の転倒（X重傷）。XからA

説
の父Yに対し七一四条に基づいて賠償請求。監督義務違反否定。

【判旨】 Aの責任能力を肯定して七一四条責任を否定した上で以下のように述べ、七〇九条責任も否定する。Aの「父母は、同人の学校教育には熱心であったが、その社会教育には関心が薄かった疑いがある。その点では、XがYを非難していることは多少は当たっているように思われる。しかしながら、これらの点を考慮しても、なお、本件事故の発生とYの本件未成年者に対する監督義務違反との間に相当因果関係を認めることはできない」。

但し、子に不法行為があれば責任をとる旨の答弁書の記載を根拠に慰謝料について請求を一部認容している。

【検討】 交通事故の予見可能性を問題にせず、「社会教育」の懈怠、すなわち一般的監督の懈怠を問題としている。もっとも、一般的監督義務の懈怠それ自体又はそれと本件事故発生との間の相当因果関係を否定している。

〔97〕 東京地裁昭和五八年四月二八日判決（交民集一六卷二号五八五頁）

【事案】 A（一四歳男）運転自転車とX運転自転車との交差点での衝突（X重傷）。Aは小学一年の頃から自転車に乗っているが、これまで交通事故を起したことはなく、また、学校内や家庭で問題行動を起したことはなく、Aの父母Y₁、Y₂は日頃Aの教育やしつけに意を用い、交通事故については気をつけるように相応の注意をしていた。XらからA及びY₁、Y₂に対し七〇九条に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】 「Aは、たまたま不注意により本件事故を起したが、平素から非行性があつたとか、問題行動がみられたとかいうことは全く認められず、またY₁、Y₂において平素必要な監督義務を尽くさずAを放任していたというような事情も見当たらないのであるから、本件においてY₁、Y₂に対し民法七〇九条による責任を問うことはできない」。

【検討】 平素から非行性や問題行動のなかったことを重視していることから、一般的監督の懈怠を否定しているものと

見られる。

〔98〕東京地裁昭和六三年一月二十九日判決（交民集二二卷一四四頁）

【事案】A（一四歳男）運転自転車（一時停止無視）の交差点における歩行者Xとの衝突（X重傷）。XからA及びその父母Y₁、Y₂に対し七―四四条及び七〇九条に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】七〇九条責任は、「特段の事情のない限り、子の当該不法行為ないし過失が同年代の子に通常みられるような形態のものとは異なるものであって、かつ、かかる不法行為の発生が右親の子に対する指導監督ないし教育義務の懈怠の発露と認められる場合に限られるものと解する（したがって、通常の過失の場合には右責任は生じない）のが相当というべきである」。「本件事故におけるAの過失態様は……決して軽微なものではないが、同年代の子らに往々にして生じる突発的なものであって、通常の範ちゅうから外れた特異なものとは認め難い上、……本件自転車の様式、購入の経緯、自転車搭乗における一般的注意等において、Y₁、Y₂にAの……過失の発生を助長したと認めるに足りる特段の事情も見出し難い」。

【検討】一般論として「教育義務の懈怠」に基づいて親の責任が成立することを認めたと、自転車搭乗についての一般の注意を問題としており、一般的監督義務の違反を問うものと見られる。なお、被監督者である子の不法行為又は過失が同年代の子に通常見られないものであることを要求している点は、換言すれば、子の過失が同年代の子に通常見られるありふれたものである場合は親の責任が否定されるということであり、監督義務違反の有無の判断に際して子の行為態様が問題となりうることを示しており、注目に値する。

〔99〕山口地裁下関支部平成三年九月一〇日判決（交民集二四卷五号一〇三〇頁）

【事案】A（二三歳男）の横断歩道から三m離れた地点での車道への飛び出しによるバスの急停車（乗客Xの負傷）。XからA及びその父母Y¹、Y²らに対し七〇九条等に基づき賠償請求。Y¹、Y²に対する関係で請求棄却。

【判旨】「Y¹及びY²は、常日頃から、Aに対し、道路を横断するときには左右を必ず確認するように、また、信号のある場所では青信号で渡るように注意していた……ものであるから、本件事故当時一三歳であるAに対する監督義務違反は認められない」。

【検討】道路の横断方法に関する監督を問題としているものの、交通事故の予見可能性には言及していない。

〔100〕岡山地裁平成五年四月二七日判決（交民集二六卷二号五三四頁）

【事案】A（一五歳男）が知人名義で購入し友人Bが無免許運転していた自動二輪車（Aも交替で無免許運転し、事故時は後部座席に同乗していた）と対向車線のX運転原付自転車との衝突（X負傷B死亡）。Aは中学一年の頃から自動二輪車等を無免許運転し、Bと共に暴走族に加入し、また、中学一年の頃自動二輪車の三人乗りで自損事故を起こす等し、所轄警察署交通係にその名が知れわたっていた。XからA及びその父Y¹に対し七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Yは親権者として、子のAが無免許運転のような他人に危害を及ぼす恐れのある行為をしないよう、交通法規を遵守するよう監視監督すべき義務を怠っていたといわざるを得ないのであって、Yの右監督義務懈怠が本件事故発生の要因を成している」。

【検討】事案としてはA（無免許運転及び無謀運転による交通事故等）。交通事故の予見可能性には直接言及されてい

ないが、子による過去の無免許運転の事実や事故の事実を認定していることから、「特定化された行為」の予見可能性を前提として監督義務の違反を肯定しているものと見られる。

〔10〕東京地裁平成七年二月一九日判決（交民集二八巻六号一七七三頁）

【事案】比較的人通りがあり自転車の通行の禁じられている歩道上でのA（一五歳七ヶ月女）運転自転車とXの接触（X負傷）。Xには学校や日常生活で問題行動はなく、また、本件事故まで事故はなかった。Xの母Yは、日頃から子どもたちには曲がり角や大きな道路に出るときは必ず一旦停止することなどの教育をし、子どもが五、六歳の頃から自転車を買い与え、また、Xの父との離婚後は子どもを厳しく育ててきた。XからA及びYに対し七〇九条に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「Yは子らに対して、自転車の運転時に注意すべき点について一定の教育をしていたことが窺われるが、Aは本件事故時において、自転車の通行禁止場所を、本件自転車で乗車したまま通行しており、その教育において行き届かない面があったことを否定できない」。しかし、Aに日常生活等において問題がなかったこと、成人であっても自転車通行禁止場所を自転車で乗車して通行することは、全く考えられない事態ではなく、それ自体をとりわけ重大な過失と評価できないこと、Aは一五歳で、物事の分別もそれなりにある年齢であることなどの事情を考慮すると、Yにはその親権者としての監督義務違反の過失があるとまでいうことはできない」。

【検討】自転車による事故の予見可能性には言及しておらず、さらに主として当該事故の態様等を問題としてそこから監督義務の懈怠を否定していることから、一般的監督義務の違反が問題とされていると見られる。

〔102〕名古屋地裁平成一四年九月二七日判決（交民集三五卷五号一二九〇頁）

【**事案**】 A（一四歳一ヶ月男）無灯火運轉の自転車（マウンテンバイク）と歩行者Xの衝突（X負傷）。X（訴訟係属中死亡し、X¹らが承継）からA及びその父母Y¹、Y²に対し賠償請求。Y¹、Y²に対する関係で請求棄却。

【**判旨**】 Aの自転車は格別運轉に際して注意を要したり、危険性を有する自転車ではなく、また、Aは本件事故当時中学二年生で、本件事故以前には事故歴もなく、従来の日常生活においても格別問題行動等は見られなかった。これらの事実関係によれば、「Aに対し、Y¹及びY²において、日常生活や自転車の運轉、道路交通の安全につき適切な指導・監督をすべき状況にあったとも、その指導・監督を行わなければ本件のような事故が発生する相当の蓋然性があったとも認めがたい」。

【**検討**】 自転車自体の持つ危険性や事故歴のほか、日常生活の問題行動や日常生活についての指導・監督を問題として、いることから、具体的監督義務と一般的監督義務の双方を問題として、いることができる。

以上の交通事故に関する裁判例では、一六歳以上の責任能力者たる未成年者に関する裁判例の場合とは異なり、主として自転車及び車道への飛び出しに関する事故が問題となっている（96、97、98、99、101、102）。そして、これらの事案ではいずれも子の従前の行動に特段の危険性が認められないケースであるところ、一般的監督義務の違反を問題としてこれを否定している。この点に、前述のいたずらによる事故に関する裁判例と同様、他の事案類型に関する裁判例の傾向との相違を見出すことができよう。この点に関連して、さらに、自転車による加害に関する裁判例のいずれにおいても、一六歳以上の未成年者による自動車等での交通事故に関する裁判例とは異なり、被告車が親により供与された事実（通常は親が子に買い与えたものである）は認定されておらず、このような事実は重視されていない。これは自動車や自動二輪車と自転車とは、それ自身が有する危険性の程度に格段の差が存在するためであると見られ、このよう

な評価が一般的監督義務違反の判断にも影響していると思われる。

もつとも、上記の一般的監督義務違反を否定する裁判例の中には、子が従前「特定化された行為」をしたことがなかったことを積極的に認定する裁判例も見られるところ（97、101、102）、これらの裁判例（とくに97、101）については、いずれも具体的監督義務違反を問う際の子見可能性を認め難いことから暗黙のうちにこれが否定されているものと思われる。

第七目 その他の事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに三件存在する。

〔103〕東京地裁昭和四九年二月一八日判決（判時七六六号七六頁）

【事案】 ABCD（いずれも一五歳）は、終戦時に海中に投棄され海岸にうちあげられていた砲弾を焚き火の中に投棄した（投棄の理由は判決理由中明示的に認定されていないが、請求原因によると爆発の様子を見るためであったらしい）後、帰途、E及びX₁に出会い、焚き火があることを教えたため、E及びX₁がこの焚き火で暖をとっていたところ、砲弾が突然爆発した（E死亡、X₁重傷）。本件海岸には終戦後度々砲弾類が打ち上げられ、子どもたちの中には砲弾類の火薬を抜き取り、点火して花火のようにして遊ぶ者がいた。X₁及びEの遺族X₂らがA乃至Dの父Y₁Y₂Y₃Y₄らに対し七一四条に基づき賠償請求。Y₁乃至Y₄に対する関係で請求棄却。

【判旨】子が責任能力を有する場合には親について七〇九条責任が成立するが、「責任能力のある未成年者に対する監督義務者の監督に過失があったというためには、当該未成年者につき、平素から重大な非行を重ねたり、思いがけない

行動に出たりするなどの問題性があつたのにかかわらず、監督義務者がそれに対する適切な指導・監視を怠っていたというような特別な事情のあることを要するものと解すべきところ、……Yらにつきそのような監督上の過失を肯定するに足りる事情を認めることはできない」。

【検討】本件はいたずらによる事故とも見うるが、Aらの加害行為の動機が判決理由中に明示的に認定されていないため、ここに分類する。

事案としてはA（子どもたちによる砲弾類への点火）。監督義務懈怠を認めるための要件として子の従前の行動の問題性等を要求していることからすると、具体的監督義務違反を問題としているようにも思われるが、砲弾類の取扱に関する監督に限定していないことから、一般的監督義務違反を問題としてしていると解する余地もあり、評価が困難である。

〔104〕東京地裁平成四年五月二十九日判決（判時一四四六号九二頁）

【事案】駅の階段におけるA（一二歳三ヶ月男）とXの衝突（転落によりX負傷）。Aは本件事故の三乃至四ヶ月前頃、自宅付近の駐車場に置いてある鉄製のポールを倒すようないたずらをしたことがあつた。XからA及びその父母Y₁Y₂に對し七〇九条に基づき賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「本件事故の態様は……、Aの過失行為によるものであり、……無謀な行為であるとはいえないばかりでなく、本件事故以前にAが……〔鉄製ポールを倒す〕ような行動をしたことがあるからといって、進んで、Aが……かねてより素行が悪いと評判の子であり、かつ、右事故につき、Y₁及びY₂が親権者として……監督義務を怠った過失がある」とまて認定することは困難であるというほかな」い。

【検討】事案としてはC（鉄製ポールを倒すいたずら）。本件事故のような事故の予見可能性に言及していない。

〔105〕東京地裁平成八年三月二七日判決（判時一五九一号五八頁）

【事案】階段の踊り場におけるA（一二歳二ヶ月男）とXのじゃれ合いによるXの転落（X重傷）。Aは穏和な性格で、本件事故以前に他人と喧嘩をしてけがをさせたことなどほとんどなかった。XらからA及びその父母Y₁Y₂に対し七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aは、本件事件直後に、Xの受傷状況を確かめもせず、両親にも本件事故のことを全く報告せず、むしろ隠していたといつてよい状況であり、このような事後の対応は小学六年生としても幼稚である。また、Y₁、Y₂も当初Aから事実関係を十分確かめず、自分の息子の非を直視せずに過失にせよ生じさせた結果に対する責任をとらせようとする教育的配慮に欠けている。このことからみてもY₁及びY₂は親として、Aに対して生活全般にわたって周囲の人に危険をもたらしなないように行動するよう教育する義務に反していたものといえることができる」。

【検討】本件事故後の子及び親の事故に対する対応を問題としており、当該加害行為と同種の行為についての予見可能性を問題としていないことから、一般的監督義務の違反が問題とされていると見られる。もともと、監督者責任における監督義務懈怠の有無は、（具体的監督義務の違反が問われるにしろ一般的監督義務の違反が問われるにしろ）子が当該加害行為を行ったこととの関係で判断されるべきものであり、本判決のように事故発生後の対応に基づいて親責任の有無を決することは疑問に思われる（それとも、これらの対応から本件事故前の一般的監督義務を推定するという趣旨であろうか）。

以上その他の事故に関する裁判例では、突発的な事故が多く、「特定化された行為」の予見可能性が暗黙のうちに否定されるためか、予見可能性を問うことなく一般的監督義務違反の有無が問われる傾向がある。

以上、一六歳未満の責任能力者たる未成年者に関する裁判例を検討してきたが、ここで検討した全ての類型を通して結論を簡単にまとめておく。

一六歳未満の責任能力者たる未成年者に関する裁判例では、一六歳以上の責任能力者たる未成年者のそれに比べ、事案の内容は多岐にわたっており、故意の犯罪、遊戯・スポーツ事故、いたずらによる事故、未成年者同士のけんかに関する事故、いじめ、交通事故等が見られ、このうちもっとも多数を占めるのが故意の犯罪に関する裁判例である。

これら各種の類型ごとに見てみると、一六歳以上の未成年者に関する裁判例に比べ、事案類型ごとの特徴がより見出しやすい。すなわち、第一に、いたずらに関する裁判例では、いたずらが家庭でのしつけ、すなわち一般的監督の懈怠の徴表と見られるためか、いずれも一般的監督義務違反の有無が（具体的監督義務違反の有無と共に）問われている。

第二に、いじめに関する裁判例では、いじめが反覆且つ継続的な行為であり、それ故、親についてそれらの行為の予見（認識）可能性を肯定することが容易であり、また、判例上認められている学校設置者の責任要件との均衡を図るためか、いずれも具体的監督義務の違反のみが問われ、監督義務違反が肯定されている。第三に、交通事故に関する裁判例では、とくに自転車や歩道への飛出しによる事故について、通常は子の従前の行動に特段の危険性が認められず、また、予見可能性を暗黙のうちに否定しているためか、具体的監督義務の違反だけを問う裁判例は見られず、一般的監督義務の違反までも問題とされているものの、親の責任は否定されており、さらに、一六歳以上の未成年者に関する裁判例とは異なり、親から子への被告車の供与という事実は重視されていない。第四に、その他の事故に関する裁判例では、突発的な事故が問題となり、且つ、子の従前の行動に危険性が見られないケースが多いためか、予見可能性を問うことなく一般的監督義務違反の有無が問われる傾向にあると言えよう。

しかし、他方で、他の類型、故意の犯罪や遊戯・スポーツ事故、未成年者同士のけんかに関する裁判例を見ると、ここでも監督義務の内容、及び、それと事案の内容との対応について、一六歳以上の未成年者に関する裁判例と同様のことが言えよう。すなわち、「特定化された行為」が事故前に既に現われていたケースでは原則として具体的監督義務の違反の有無を問ひ、監督義務違反を肯定している(72、75、80、83、84、89、94(Aの集団暴行について))。その他に交通事故に関する裁判例(100)。これに対し、子の従前の行動等に特段の危険性がなかったか若しくはそのような危険性ある行動等が認定されていないケース、又は、「特定化されていない危険」などが現われていたに止まるケースでは、具体的監督義務違反の有無だけが問われるか、それとも、一般的監督義務違反の有無までが問われるかにより結論が異なる傾向が見られ、前者の場合には監督義務違反は否定され(74(Bについて)、77、78、79、81)、後者の場合には監督義務違反が肯定される(69、70、71、73)傾向が見られる。もともと、以上のような傾向とは異なる裁判例も存在しないわけではない(74(Aについて)、76、82、94(C及びDの集団暴行について))。但し、74についてはこの判決の「検討」を参照)。

そこで、「特定化された行為」が事故前に現われていなかった事案に関する裁判例において具体的監督義務違反を問うにとどまるか、それとも一般的監督義務違反をも問うかを区別するメルクマールがどこに求められるかであるが、これは、第一に、被侵害利益の重大性に求められよう(故意の犯罪に関する裁判例で一般的監督義務違反が問われている場合、いずれも被侵害利益は生命である)。しかし、遊戯・スポーツ事故に着目すると、具体的監督義務違反だけを問う裁判例(79、81)と一般的監督義務違反を問う裁判例(84)のいずれも身体侵害の事案に関するものであり、被侵害利益の性質だけからは説明はつかない。そこで、遊戯・スポーツ事故に関する裁判例において、一般的監督義務違反を問題としてこれを肯定すると見られる裁判例(84)が何を手がかりとして親の監督義務違反を肯定しているかを見ると、

判決は加害行為に使用された物の親から子への供与という事実から監督義務を導き出している。さらに、「特定化された行為」が事故前に現われていなかったにもかかわらず具体的監督義務違反を肯定する裁判例(76、82)が、「特定化されていない危険」が事件前に存在したことや「特定化された行為」を誘発する環境が事故前に存在したことを手がかりとしている点が注目される。なぜなら、「特定化された行為」が事件・事故前の子の行動に現われていなかったにもかかわらずそのような行為の予見可能性を肯定することは、通常困難であり、そのような場合に具体的監督義務違反を認めるとき、そこには予見可能性に基づく過失とは異なる何らかの実質的考慮が働いていると見られるからである。従って、このような観点から、故意の犯罪、遊戯スポーツ事故に関する裁判例を改めて見直すと、上述の物の供与の他、「特定化されていない危険」(69、70、71、76、94(C及びDの集団暴行について))、「特定化された行為を誘発する環境」(73、82)といったメルクマールを見出すことができよう。

他方、上述のように、具体的監督義務違反の有無だけを検討して監督義務違反を否定する裁判例がこの年齢階層に関する裁判例においても見出されるところ、子の年齢の低さに鑑みると、現在の学説の到達点である監督義務に対する理解では、一般的監督義務の懈怠が検討されていない点についてこれらの裁判例を説明することは困難であろう。なお、ここでも、裁判例において具体的監督義務違反のみが問われることのある背景に、裁判所の判断が当該訴訟における当事者の主張・立証の内容に左右されていることがあると見られるかもしれない。しかし、例えば、裁判例68や77においてはそもそも一般論として具体的監督義務違反に限定しており、また、裁判例74においては一般的監督懈怠に相当する事実を認定しながらも具体的監督義務違反だけを問題として親の責任を否定している。

最後に、裁判例の中には、一般的監督義務と具体的監督義務の双方の態様を問題としながらも、前者の義務を親は尽していたとして具体的監督義務違反に基づいて責任を負わせていると見られるものが存在する(82)。このことは一般

的監督義務違反と具体的監督義務違反の相互の関係について、必ずしも前者の義務がより高度な義務として、後者の義務違反が否定された場合の受け皿的な役割を果すものではないことを窺わせよう。

第三項 まとめ

責任能力者たる未成年者の不法行為に関する監督者責任の裁判例について、その検討から明らかになったことを要約すると、以下のようになる。

第一に、裁判例全体を通して、具体的監督義務の違反のみを問い、監督義務違反を否定するものが存在する。監督義務の構造に関して現在の学説が到達している理解によりこのことを説明することは、とくに子の年齢が低いような場合には、極めて困難であろう。また、裁判例の中には、一般的監督義務違反の有無と具体的監督義務違反の有無の双方を問い、一般的監督義務違反を否定しながら具体的監督義務を肯定するものも見られるところ(例えば裁判例82参照)、このことから、現実の裁判例では必ずしも、一般的監督義務が具体的監督義務よりも高度の監督義務であり、後者の監督義務違反が否定された場合の受け皿としての役割を前者の監督義務が果すとの理解がされていないことが窺われる。そして、このように具体的監督義務の違反だけが問われる場合が存在することと関連して、第二に、具体的監督義務の違反だけを問うか、一般的監督義務の違反をも問うかに応じて、判決の結論が左右されることがあると見られる。すなわち、「特定化された行為」が子の従前の行動に現われていなかったケースでは、具体的監督義務違反の有無だけが問われる場合には監督義務違反が否定され、一般的監督義務違反の有無までも問われる場合には監督義務違反が肯定される傾向があると見られる。そして、さらに、「特定化された行為」が既に現われていたケースでは、原則として具体的監督義務違反の有無が問われ、これが肯定されるところ、裁判例の中には一般的監督義務違反の有無を問うことによ

り監督義務違反を否定するものも見られる（裁判例4参照）。

このように、「特定化された行為」が現われていなかったケースにおいて、（場合によっては具体的監督義務違反に仮託して）一般的監督義務違反の有無まで問うか否かを区別するメルクマールとしては、子の年齢や被侵害利益の性質、「特定化されていない危険」等が一定の役割を果している（とくに一六歳未満の責任能力者による故意の犯罪、遊戯・スポーツ事故に関する裁判例において）と考えられるもの、裁判例全体において必ずしも決定的役割を果しているとは言えず、このため、裁判例の一部には混乱がもたらされているように思われる。例えば、裁判例51と57では子の性別が同じで、年齢もほぼ同年齢であり（一六歳と一七歳）、被侵害利益も同種（生命）である上、加害行為の態様も同類（交差点での一時停止無視による交通事故。57ではさらに速度制限違反）であるにもかかわらず、前者では一般的監督義務違反の有無が問われて監督義務違反が肯定され、後者では具体的監督義務違反の有無が問われたとどまり、監督義務違反が否定されているのである。

しかし、以上のような全体的傾向に対して第三に、比較的年齢の低い（一六歳未満の）子に関する裁判例では、一部の裁判例に類型的特徴が見られる。いたずらに関する裁判例では、いずれも一般的監督義務違反と具体的監督義務違反の双方の有無が問われ、また、いじめに関する裁判例では、いずれも具体的監督義務の違反のみが問われて監督義務違反が肯定されている。さらに、自転車や車道への飛出しによる交通事故に関する裁判例では、一般的監督義務違反の有無まで問うものの親の責任は否定され、その他の突発的な事故が問題となる場合には、予見可能性を問うことなく一般的監督義務違反の有無が問われる傾向にあると言えよう。

第二款 責任無能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例

責任無能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例については、一般に責任能力の分水嶺とされる一二歳児までを二分し、七歳以上の未成年者に関する裁判例と七歳未満の未成年者に関する裁判例についてそれぞれ紹介していきたい。

なお、責任無能力者に関する裁判例では、親による監督義務懈怠不存在の主張・立証がないとだけ述べて親の責任を肯定する等し、監督義務の内容に言及しないものが少なからず見られる。したがって、ここでは原則として事案の紹介、判旨及び事案内容の検討にとどめ、監督義務の内容の検討は必要に応じて付け加えることとする。

第一項 七歳以上の責任無能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例⁽¹⁶⁰⁾

この類型に関する公表裁判例はこれまでに三件存在する。

〔106〕徳島地裁昭和三十七年九月一〇日判決（訟務月報八巻二一〇号一五九五頁）

【事案】A（二三歳一ヶ月男）による夜間における公衆電話の毀損及び現金の窃取。Aは知能の発達が著しく遅れ、満一〇乃至一一歳相当の知能程度であった。Aの父Yは、Aの知能の発達が遅れているので中学入学に際し、特にAの教育に配慮してくれるよう担任教諭に依頼するなどして、その監護に留意していた。電話機所有者である当時の電信電話公社XがYに対し七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aには……〔本件〕事件以前から家庭および学校生活に適應できないところから虚言癖、浪費、夜遊びの習

慣等があつて、これらのことは少年が本件のような罪を犯すに至る過程において表わす通常の徴候であるのに、YはAの資質からすればかゝる傾向はやむを得ないとして同人の監護を半ばあきらめて放置した結果、……深夜に重ねて本件の所為をなすに至つた事情が窺われるのであつて、……結局YがAに対する監督の義務を尽したものは認められない」。

【検討】浪費等を「本件のような罪」の「徴候」として捉えており、このことから、本件のような犯罪の予見可能性を肯定しているものと見られる。事案としては、未成年者の夜遊びや浪費が何らかの犯罪につながり易いと見る限り、C（窃盗と夜遊びや浪費）と言えよう。

〔107〕長崎地裁昭和五九年九月二六日判決（判タ五四四号一九一頁）

【事案】A（一一歳一〇ヶ月男）は同級生と共に、世間を騒がせようと、各々持参したマッチ等を用いてX方建物に火をつけ、同建物が焼失した。Aは小学校低学年の頃火遊びをし、近所の主婦からAの父母Y₁Y₂が注意を受けており、Aが自宅からマッチを持ち出すにつき特段の苦勞はしていなかった。X₁からY₁Y₂に対し七〇九条に基づき、焼失した家屋等について賠償請求。請求認容。

【判旨】本件加害行為は「放火」であるとして失火責任法の適用を排除した上で以下のように述べる。本件放火の経緯乃至Aが自宅から容易にマッチを持ち出した等の事実「Aらが世間を騒がせる目的で三回にわたり火をつけて遊んでいたことを併せ考えると、Aには火遊び癖があること、及び、それにも拘らずY₁らにおいてマッチの管理が充分ではなかったことが窺われる。そして……未だY₁らがAの監督義務者としての注意義務を怠らなかつたものと認めることはできない」。

【検討】子による過去の火遊びの事実を認定した上、子に火遊び癖があるとしており、火遊びの予見可能性を肯定するものと見られる。事案としてはA（火遊び）及びB。

〔108〕東京地裁昭和六〇年五月三十一日判決（判タ五七七号六〇頁）

【事案】放課後の中学におけるA（一三歳六ヶ月男）の手拳によるXの後頭部の殴打（X負傷）。Aは中学一年のとき同級生をいじめたことがあり（但し、他の生徒に暴行を加えたために教師から指導を受けたことはない）、また、Aの友人には小学校から問題があり、中学一年のときにも乱暴な行為をする者がいた。XらからAの父Yに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】Aが本件暴行時責任無能力者であったことを認めるほかないから、「Aの親権者であるYは民法七一四条によりXに生じた……損害について賠償義務を負う」。

【検討】事案としては、Aの行っていた「いじめ」やAの友人の行っていた「乱暴な行為」の内容は明らかでないが、少なくともA（友人による「乱暴な行為」）又はC（「いじめ」）と言えよう。

以上の故意の犯罪に関する裁判例のうち、監督義務違反の判断について比較的詳細に説示されているもの（106、107）については、子の従前の行動等についても比較的詳細に認定され、予見可能性を認めた上で免責立証が否定されている。これに対して、子の従前の行動について、「特定化されていない危険」等を認定するに止まり監督義務の内容に一切触れず免責立証を否定する裁判例も見られる（108）。後者の裁判例については、一般的監督義務と具体的監督義務のいずれに基づく責任を認めるものか、明らかではない。

第二目 遊戯・スポーツ事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに二二件存在する。

〔109〕大阪控訴院明治四五年三月四日判決（法律新聞七八一号二六頁）

【事案】A（九歳男）の放った矢によるXの左眼負傷（ほぼ失明）。XからAの父Yに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「Yに於て九歳の幼童が右の如き危険なる弓矢を弄することを知りて之を制止せざりしとすれば勿論又之を知らざりしとするも共に監督不行届と謂はざるを得ず単に右の行為がYの視界外に於て行はれたりとの一事を以てYに監督義務の懈怠なかりしと謂ふを得ず」。

【検討】子による弓矢の取扱を知らなかつたことも監督義務懈怠だとしており、弓矢による事故の予見義務違反に基づく責任を認めるものと見られる。事案としては、本件事故以前にAによる弓矢遊びが行われていたことなどが明確に認定されていないものの、Aが弓矢で遊んでいたことを認めたため訓戒したとの学校教員の証言が引用されており、本判決はAが過去に弓矢遊びをしていたことを前提としているもの（Aケース）と考えられる。

〔110〕東京控訴院大正六年三月一〇日判決（法律評論六卷民法四二二頁）

【事案】A（一二歳二ヶ月男）は他の子どもたちとの遊戯中Xの制止にもかかわらずXに向けて射的銃を発砲し、Xは左眼を失明した（「光清撃ツゾ」事件）。Aはその父Yの不在中に家にあつた本件射的銃と弾丸を持ち出し、右弾丸を撃ち尽くした後さらに訴外Bから弾丸を貰い受け、この弾丸により本件事故を引き起こした。XからYに対し賠償請求。

請求認容。

【判旨】「YカAカ銃器又ハ彈藥ヲ持出シ他人ニ損害ヲ生セシムルコトナキ様注意シ予メ銃器又ハ彈藥ノ保管ヲ厳ニシAノ行動ニ留意シ相当ノ監督ヲ怠ラサリシ事實ノ認ムヘキ証左ナキ限り……YカAノ監督義務ヲ怠ラサリシモノト認定シ難」い。

【検討】銃器及び彈丸の厳格な管理並びに子の行動への留意の立証を求めているものの、銃器による事故の予見可能性の有無を問題としていない。事案としてはB'（射的銃）。

【III】東京控訴院大正七年三月一日判決（法律新聞一三九九号二二頁）

【事案】A（二三歳男）は遊戲中、自分に石炭殻を命中させるよう他の者に申し向けた後、石炭殻を防ぐためにXらを盾としたため、Xに石炭殻が命中した（X右眼失明）。XからAの母Yに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aが学校に於ける成績佳良なりしことを認め得るに止まり未だ以てYが前記の義務を怠らざりしことを肯認し難」い。

【検討】学校の成績が優秀であるとの事実の立証だけでは免責立証となり得ないとしている。

【II2】大審院大正一〇年二月三日判決（民録二七輯一九三頁）

【事案】A（一二歳七ヶ月男）による遊戲中の空氣銃の誤射（X右眼失明）。XからAの父Yに対し賠償請求。Y上告。上告棄却。

【判旨】「原判決ハYカAニ買ヒ与ヘタル空氣銃ハ最新式ノモノニシテAノ如キ普通兒童ノ娛樂用トシテハ頗ル精巧ノモノナルコトヲ認メ監督義務者タルYカAヲシテ斯カル銃器ヲ弄セシムルニ付テハ充分ナル注意ヲ加フルコトヲ要スル

モノナルニYノ提出シタル一切ノ証拠ニ依リテハYカ監督義務ヲ怠ラサリシモノト認ムルニ足ラサル旨ヲ判示シタルモノである。

【検討】銃器の取扱についての監督を要求するものの、当該空気銃の精巧さから監督義務を導き出しており、空気銃による事故の予見可能性などに触れていない（銃器が「精巧」であることから直接事故の予見可能性を導き出すことは困難であろう。なぜなら、銃器が粗雑であれば爆発等による事故発生の可能性は高くなるが、「精巧」であればそれだけ事故発生の可能性は低くなると思われるからである）。事案としてはB（空気銃）。

〔113〕東京地裁大正一一年四月二一日判決（法律評論一一卷民法二八五頁）

【事案】弓矢を弄していたA（九歳男）の放った矢によるXの右眼失明。XからAの法定監督義務者Y（本判決の控訴審判決である次述114判決によれば、Aの実父）に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】YはAの「法定ノ監督義務者トシテAカXニ加ヘタル本件損害ヲ賠償スヘキ義務アルコト勿論」である。

〔114〕東京控訴院大正一二年四月一四日判決（法律評論一二卷民法四五二頁）

【事案】113の控訴審。Yから控訴。控訴棄却。本判決によれば、Aは僧侶Yの実子であるが、戸籍上訴外Bの子として届け出られ、三歳までBの下で養育された後、Yに引き取られその実子として養育され、Yの不在中（Yの主張によれば、Yは法話等のため寺を年中不在にし、本件事故当時も不在であった）も、Yの内縁の妻により衣食の世話を受けていた。

【判旨】Aは本件事故当時責任無能力者であったと認めるのを相当とすべきが故に、「Yハ法定ノ監督義務者トシテ右

AノXニ加ヘタル損害ヲ賠償スル義務アルモノトス。

〔115〕東京地裁大正一三年一月二七日判決(法律新報三五号一九頁)

【**事案**】鬼ごっこに際してのA(一〇歳八ヶ月男)の行為に基因する、針金の先端によるXの左眼失明。XからAの父Yに対し賠償請求。請求認容。

【**判旨**】「監督義務者カ監督ヲ必要トスル行為ノ範圍ハ該行為ノ種類又ハ該行為カ通常危険ヲ伴フモノタルト否トニヨリテ之カ差別スヘキ理由ナク苟モ責任無能力者ヲ監督スヘキ地位ニアル者ハ該責任能力者ノ行為ニ対シテハ一様ニ之カ監督ノ義務アルコト勿論」である。

【**検討**】子が責任無能力である以上、子の行為の種類を問わず監督義務が存在している。

〔116〕大審院昭和一六年九月四日判決(法律新聞四七二八号七頁)

【**事案**】戦争ごっこにおけるA(一一歳七ヶ月男)所持の竹棒によるXの左眼負傷。XからAの父Yに対し賠償請求。Y上告。上告棄却。

【**判旨**】原判決は、Aが「戦争遊戯を為すに当りYに於いて同人に追従監督するの義務はこれなしとするも元來戦争遊戯は性質上勇壮活発なるものなれば其の当然の結果として動もすれば粗暴に陥り易く遊戯者の間に身体の危険を生ぜしむる虞なしとせざるもの」であるところ、本件事故発生当時Aは責任無能力者であり、「而も同人は性質稍粗暴の傾ある者なるを以て……之に適當なる何等かの方法に依り同人を監督すべき義務あるものと為したるものなることを領するに足り而も該判断は相当」である。

【検討】戦争ごっここの性質と子の粗暴な性質から、戦争ごっこに際しての事故の予見可能性（「身体の危険を生ぜしむる虞」等）を認めているものと見られる。もともと、事案としては、原判決の事実認定の詳細が明らかでないことから、子が従前戦争ごっこをしてきたか否かは明らかではないため、せいぜいC（粗暴な傾向）と言えようか。

〔117〕大阪地裁昭和三〇年二月八日判決（下民集六卷二二号九二頁）

【事案】子どもの遊び場として利用されていた空地でのキャッチボールに際しA（一二歳一ヶ月男）の投げた球が逸れ、付近にいたXに命中した（X左眼失明）。XからAの父Yに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】Aの加害行為が「単に運動場として利用されていた空地においてなされたことの一事を以てしてはYの右責任免除の理由とはならない」。

【検討】運動場での事故であるとの事実だけでは免責立証となり得ないとしている。

〔118〕東京地裁昭和三十一年二月二七日判決（下民集七卷二二号四四四頁）

【事案】路上で射撃をしていたA（一一歳一ヶ月男）の空気銃の暴発による見物人Xの右眼負傷。Aは本件事故の前々日に父Yより買い与えられた本件空気銃が暴発を起すことがあることに気付き、本件事故当日Yに告げて単身本件空気銃を持って空気銃店に修理に行ったが、その際試験射撃をせず（店主もこれをしなかった）、簡単に故障が治ったものと考えて帰り、帰宅後Yに空気銃が治ったか確かめてもらわず、またYに預けることもせず、射撃してみたいとの衝動等から、再び単身本件空気銃を持出し、本件事故を引き起こした。XからY及びAの母Y₂に対し慰謝料を請求。請求認容。

【判旨】「Y等は射撃の場合は必ず大人と一緒にするようにとか、空気銃の操作方法とか、個々の点について若干の注意を払ってはいたようであるが、右事実のみをもつてしては未だ監督義務を怠つたことがないとは認め難く、かえつて、……Y等は、たとえ修理のためであったとはいえA一人に故障のある空気銃を持たせたこと、更に修理後もそれが治つたかどうかを確かめることなく、また空気銃の保管につき格別の注意を払うことなく、空気銃をAの自由にさせておいたことが認められ」、Yらの監督義務違反不存在の主張には理由がない。「更にY等は、本件事故は何人も予知できない暴発に原因するものであるから責任がないと主張するが、暴発自体は仮に何人にも予知され得ない性質のものであつたとしても、Y等がその監督義務をつくしても本件事故の発生を防止できなかったことを認めるに足る証拠はないから右主張も亦採用する余地がない」。

【検討】「暴発」の予見可能性がない場合であっても監督義務懈怠が認められ得るとしている。事案としてはB（空気銃）。

【119】東京高裁昭和三二年四月二六日判決（下民集八卷四号八三一頁）

【事案】118の控訴審。Yらより控訴。控訴棄却。

【判旨】「YがAに対し空気銃を使用するときは家人と共にすべきことを注意していたこと……、YからもAに対し空気銃を操作するときは銃口を下に向けるように教えたことが認められるけれども、これらの事実だけではY等がその監督義務を怠らなかつたと認めることはできず、本件事故発生前Y等が空気銃を自ら保管しその許がなければ容易にこれを持ち出すことができないようにしておいたという事実は証拠上認め難い」から、監督義務懈怠不存在の抗弁は採用できない。

【検討】 空気銃の使用に関する教示をしたとの事実の立証だけでは免責立証となり得ないとする一方で、適切な保管の事実の立証があれば免責立証となり得るとするものと見られる。いずれにしろ空気銃による事故の予見可能性には言及されていない。

〔120〕 高松高裁昭和三四年一月一〇日判決（民集一六卷二号四一九頁）

【事案】 鬼ごっこにおいて友人から逃げようとするA（小学二年生女）から頼まれ、同女を背負ったことによるXの転倒（X重傷）。XからAの父Yに対し賠償請求。請求棄却。

【判旨】 Aを背負った時点でXも当該鬼ごっこに加わったとみななければならないとした上で、「Xが……背負うことを承諾し遊戯に加わったものである以上、遊戯行為の一員としてAの右程度の行為による結果は甘受すべきであると解すべく、したがってAの右行為も客観的にみて、条理上是認しうべきものであって違法性を欠くものと解するのが相当である」とする。

【検討】 子の行為に違法性がないとして親の責任を否定している。

〔121〕 最高裁昭和三七年二月二七日判決（民集一六卷二号四〇七頁）⁽¹⁶⁾

【事案】 120の上告審。X上告。上告棄却。

【判旨】 責任能力を「具えない児童が『鬼ごっこ』なる一般に容認される遊戯中……〔本件の〕事情の下に他人に加えた傷害行為は、特段の事情の認められない限り、該行為の違法性を阻却すべき事由あるものと解するのが相当である」。

【検討】 子の行為に違法性がないとして、原審判断を是認している。

〔122〕仙台高裁昭和三十九年二月二十四日判決（判タ一六一号九八頁）

【事案】A（一二歳一〇ヶ月男）、B（一二歳二ヶ月男）、C（一〇歳一ヶ月男）及びD（一一歳一〇ヶ月男）及びXの木の又にもゴムひもをつけたいわゆるパチンコでの木の木の打ち合いによるXの左眼負傷。XからA乃至Dの父母Y₁、Y₂、Y₃、Y₄、Y₅、Y₆、Y₇、Y₈に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「子供らの監督者であるYらにおいてその監督義務を怠らなかつたことの反証を挙げない限り（本件にはそのような主張も反証もない。）同法七一四条の規定により各自その子供らが前記共同不法行為によりXに加えた損害……を賠償する責めに任ずべきものである」。

〔123〕函館地裁昭和四十六年一月一二日判決（判タ二七二号二五四頁）

【事案】放課後の校庭（小中学校が共同使用）においてA（八歳一〇ヶ月男）が他の児童から自転車で追いかけられたことから自転車をよそ見運転していたところ、同所において運動会の練習をしていた中学生Xと衝突した（X重傷）。Aの小学校では、同校全校の授業終了後で且つ同校及び中学校において行事等のために校庭を使用していないときに限り、同校児童が放課後校庭を自転車の練習運動に使用することを許していたが、本件事故当時校庭では同校児童及び中学校生徒が運動会の練習をしていた。XからAの父母Y₁、Y₂に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「親権者は児童の生活の全面にわたって監督義務を負うものであるから、学校長等の代理監督義務者に損害賠償責任があるからといって、そのことによって当然に親権者の責任が免除されるということとはできない。当該行為の行われた時間場所、態様、児童の年齢等諸般の事情を考慮したうえ、その行為がもつぱら代理監督義務者の監督下で行われ、かつそれが学校生活において通常発生することが予想されるような性質のものである場合にかぎり、親権者は当該

行為の責任を免れることができるものと解するのが相当である。けだし、右のような行為については親権者は児童の監督を全面的に代理監督義務者に委ねており、親権者が介入し得る余地がないものと考えられるからである。「本件事故は校庭において学校長等の勤務時間内に発生したものであるとはいえ、授業が終了しいったん帰宅した後の行為であるうへ禁止に違反して自転車を校庭に乗り入れた結果発生したものであるからもっぱら代理監督義務者である学校長または教員の監督下で発生したものである」といふことはきき、親権者であるYらの責任は免れ得ないものといわなければならぬ。

【検討】一般の道路交通への参加に際しての事故ではなく、校庭における遊びに際しての事故であることから、ここに分類する。

当該加害行為が代理監督義務者の監督下で行われ且つ学校生活で通常発生することが予見される性質のものであれば、親は免責されることがあるとしている反面、本件事故がそのような事故ではないことから直ちに親の責任を認めている。

〔124〕福岡地裁昭和四七年三月一六日判決（判タ二七八号三三三二頁）

【事案】道路とフェンスで区切られた某社宅広場においてA及びB（いずれも一〇歳男）がキャッチボールをしていた際、Bが受け損ねてフェンスを越えたボールが歩行者Xに命中した（X負傷）。本件広場は社宅入居者により遊び場として常用されていた。XからAの父母Y₁Y₂及びBの父母Y₃Y₄に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「如何に遊び場として常用され、フェンスでさえぎられている広場でのキャッチボールであつても、フェンスを越えて通行中の歩行者にボールを当ててよいわけはなく、やはり道路の状況にも注意し、子供らにボールが外に飛び出さないよう向きをかえるなどして遊ぶように注意すべき義務はある」。

【検討】 キャッチボールの態様に関する注意の喚起等が問題とされているものの、キャッチボールに際しての事故の予見可能性には触れられていない。

〔125〕 東京地裁昭和四九年三月二五日判決（下民集二五卷一―四号一九六頁）

【事案】 校庭施設を児童生徒のために遊び場として開放する学校開放においてA（小学五年生女）が回転塔（支柱の上端から鎖で鉄製のリングを吊り下げ、このリングが自由に回転する構造のものであり、遊戯者はこのリングにつかまっ
て回転させて遊ぶ）を速く廻したことによる、Xの回転塔からの落下（X負傷）。XからAの父母Y₁Y₂らに対し七一
四条等に基づき賠償請求。請求棄却。

【判旨】 学校開放制度の趣旨等を検討した上で、「学校開放に参加中のAに対し監督義務を負っていたのは、結局同女の親権者であるY₁Y₂というほかはない」として、Yらの責任を肯定する。

【検討】 子どもが学校開放に参加しているとの事実だけでは親の監督義務はなくならないとする。

〔126〕 東京地裁昭和五〇年四月二二日判決（交民集八卷二号五二五頁）

【事案】 フェンスに囲まれた空地においてA（一三歳八ヶ月女）及びB（一〇歳一ヶ月男）がバレーボールのパスをしていた際、道路に転がり出たボールとX運転原付自転車が接触し、原付自転車が転倒した（X負傷）。子どもたちが事故現場周辺の空地で遊んだり、本件道路でボール遊びをしたりすることはしばしばあり、その際大人も一緒にボール遊びをすることもよくあり、本件事故直前までAの母Y₂も本件空地でAらと共にボール遊びをしていた。また、本件事
故当日以前に子どもらの遊んでいるボールが本件道路に転がりたことは何回かあった。XからY₂及びAの父Y₁並びに

Bの父母Y₃Y₄に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「当時Aは二三歳、Bは一〇歳の未成年者であったこと明らかであるから、Yらは、A、BがXに加えた損害を賠償する責任がある」。

【検討】 事案の内容としてはA'（子供らのボールが道路へ転がり出ること）。

〔127〕 名古屋地裁昭和五十一年一〇月二五日判決（交民集九卷五号一四三〇頁）

【事案】 A（八歳五ヶ月男）はBと共に、駐車場の中央部の出発点から付近道路を自転車で各々右回り及び左回りで一周して出発点に早く着いた者を勝ちとする競戯をしていたところ、右駐車場の中央部付近で両者が衝突し、Bが転倒した（B死亡）。Bの遺族XからAの父母Y₁Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】「YらはAの親権者としてAの全生活関係について監督する義務があり、本件のような自転車を用いた遊びについても、事故が起これらぬよう遊戯方法、車体の検査、自転車の安全適正な使用方法、交通ルールの遵守等について充分監督、注意していなければならない。また、本件のようなタクシーごっこといわれる遊びにおいて衝突等の事故が起ることは有得ることであつて予測不可能ということもできない」。

【検討】 一般の道路交通への参加に際しての事故ではなく、遊びに際しての遊戯者間の事故であることから、ここに分類する。

本件のような自転車での遊びに際しての予見可能性を肯定している。

〔128〕 福岡地裁小倉支部昭和五十九年二月二三日判決（判時一一二〇号八七頁）

【事案】少年団のキャンプに参加していたA(一一歳男)の飛ばした竹とんぼのXへの命中(X右眼負傷)。XからAの父母Y₁Y₂に対し七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】本件事故当時、Aは責任無能力者であったから、「Yらは、民法七一四条一項によりAの違法行為による損害の賠償責任を負担する」。

〔129〕東京高裁昭和五九年四月二六日判決(判時一一一八号一八一頁)

【事案】放課後の小学校においてA(一〇歳四ヶ月女)が回転塔で遊んでいたところ、仲間に加わろうとしたXが突然回転中の回転塔の円周内に入り込んできたため、AとXが衝突した(X負傷)。XからAの父母Y₁Y₂に対し七一四条に基づき賠償請求。請求棄却。

【判旨】子の行為に違法性がないとして親の責任を否定している。

〔130〕神戸地裁平成八年三月八日判決(交民集二九卷二号三六三頁)

【事案】路上での鬼ごっこに際しルール違反を理由としてA(一〇歳男)がBの背中を押したことによる、Bの路上への転倒とバスによる轢過(B死亡)。Bの遺族XらからAの父母Y₁Y₂に対し七一四条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】Aの行為には違法性があるというべきであり、Aが本件事故当時責任無能力者であったこと、YらがAの父母であることは当事者間に争いがなから、「Yらは、民法七一四条一項本文、七二二条により、Bに生じた損害を賠償する責任がある」。

以上の遊戯・スポーツ事故に関する裁判例のうち、初期の判例においては監督義務の内容に関して比較的詳細に説示されている（109、110、112、116、118、119）。もつともこの時期においても監督義務の内容に言及することなく親の責任を肯定する裁判例は少なくない。ものの、学説において親の監督者責任の厳格化を志向する松坂説の登場と時期を同じくして、親が遵守すべき監督義務の内容を説示する裁判例が減少している。

監督義務の内容に関して比較的詳細に説示している裁判例においては、加害行為の予見可能性を肯定し、それに基づいて責任を認めると解される裁判例が見られる（109、116、127）。しかし、他方で、子による「特定化された行為」に関する監督が問題とされているものの、そのような行為の予見可能性を前提としない裁判例も見られる（110、112、118、119、124）。さらに、監督義務の内容に一切触れない裁判例も多数見られる（111、113、114、115、117、122、123、125、126、128、130）。これらの裁判例に関しては、第一目で述べたのと同様のことが言える。

なお、以上の裁判例においては、運動場での事故であること（117）、学校開放下の事故であること（125）を立証しただけでは免責立証になり得ないとするもの、また、一般論としてであるが、学校内での事故について、その事故が学校の監督下で起こったこと及び学校生活において通常発生することが予想されるものであることを要件として、親が免責されることがあり得ることを認めるもの（123）が見られる。これらの点は、学校との関係において監督の委託が行われていると見た場合の親の免責要件を示すものとして捉えられよう。

第三目 いたずらによる事故に関する裁判例⁽¹⁶²⁾

この類型に関する公表裁判例はこれまでに一六件存在する。

〔131〕東京控訴院大正九年二月一七日判決（法律新聞一六九二号一七頁）

【事案】A（年齢不詳、男。但し、判決理由中「満八歳に達せざりし」とあることから七歳程度と見られる）の投げつけた石塊のBの足の親指への命中（負傷による急性脳膜炎でB死亡）。Bの遺族XからAの父Yに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】Aが責任無能力であるが故に「親権者たるYはAが不法行為に因り他人に加へたる損害に付き之が賠償の責任を負わざるべからずYは親権者としてAの監督を怠らざりしを以て責任を負ふべきに非ざる旨争ふも……証拠に依りては到底其事実を認めしむるに足らず」。

〔132〕東京控訴院大正二二年六月二七日判決（法律評論二二卷民法五一六頁）

【事案】A（一一歳二ヶ月男）による押切りでのXの左手四指切断。X（訴訟係属後死亡し、Xが承継）からAの親権者Yに対し慰謝料請求。請求認容。

【判旨】責任無能力者を「監督スヘキ法定義務アルモノ其未成年者カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任スヘキコト民法第七百十四条ノ法意ニ徴シ明カナルヲ以テYハAノ行為ニ因リXニ蒙ラシメタル一切ノ損害ヲ賠償スヘキ責アルヤ勿論ナリ」。

〔133〕東京地裁昭和四〇年九月九日判決（判時四二九号二六頁）

【事案】放課後の中学校においてA（一二歳一〇ヶ月男）はXをからかい、走って逃げる途中防火扉を閉じたことから、同様に走って追って来たXが防火扉に衝突し、負傷した。XからAの父母Y₁Y₂らに対し慰謝料請求。請求認容。

【判旨】「親権者は未成年者の保護者として、その生活の全面にわたって監督義務を負う」。

【検討】親は子について「身上監護型」の監督義務を負うこと（したがって、学校における事故であることを理由として免責され得ないこと）を明らかにしているものの、監督義務の内容については明らかではない。⁽⁶³⁾

〔134〕高松高裁昭和四九年一月二七日判決（判時七六四号四九頁）

【事案】小学校における運動会の準備作業終了後A（一一歳四ヶ月男）が拾って投げた水練り石灰の屑が偶々付近を通りかかったXの左眼に命中し、Xは負傷した。XらからAの父Yらに対し賠償請求。Yに対する関係で請求認容。

【判旨】「親権者や後見人等の無能力者の法定監督義務者は、無能力者の家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則としてその全生活関係において、法律上これを保護監督すべきであるから、その監督義務は、無能力者の生活関係の全部に亘る」。「Yは、Aの全生活関係についてその監督義務がある。もともと、Yは、本件事故は学校内で起きたものであり、これに対する責任は学校長が負うべきであるから、Yに責任はないと主張しているところ、「学校内で起きた児童間の不法行為については、学校側……等のみがその責任を負い、親権者はその責任を負わない場合もあり得るけれども、……本件事故は、学校内における教育活動ないしはこれに準ずる活動関係に随伴して発生したのではなく、かつ、通常はその発生を予測し難いものであるから、……学校関係者らには、その責任はな」く、Yの主張は失当である。

【検討】親は子について「身上監護型」の監督義務を負うことを明らかにした上、学校での事故について親が免責される要件として裁判例¹²³と同様の要件を挙げている。さらに本件事故が「通常はその発生を予測し難いものである」としていることから、本判決は一般的監督義務違反に基づいて親に責任を課していると考えられる。

〔135〕神戸地裁尼崎支部昭和五〇年五月三〇日判決（学校事故・学生処分判例集一〇九七・5）

【事実】小学校での清掃作業終了後A（一二歳八ヶ月男）は同級生Xとふざけ合い、箒をXに向かって投げつけたところ、箒の柄がXの右眼に当たった（Xの右目視力低下）。XからAの父母Y₁、Y₂らに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aは前記学級のうちでは暴れ好きの児童に属し、母Yも美容師であるため、両親であるY両名がAの性行に即した平素の監督を尽くしていなかったことが認められる」。「また、Y両名は、本件事故は教育の場において発生したものであるから、監督責任は排除される旨主張するが、親権者の監督義務者としての責任は責任無能力者の一般的な監督行為を怠ることを意味し、責任無能力の加害行為が学校内の如き教育の場で発生した場合でも、親権者として通常なすべき監督が欠けていたならば、その責任を負うことに変わりはない」。

【検討】事案としてはA（暴れ好き）か。加害者Aの「性行に即した」監督を要求していることから、「暴れ好き」に対する具体的監督義務の履行を要求しているものと見られる。なお、「一般的な監督行為」も問題とされているが、これは親の監督義務の尽くされるべき時間的場所的範囲の広狭に関連して述べられたものであり、本稿で用いているような、具体的加害行為の予見可能性に着目した「具体的監督義務」及び「一般的監督義務」の区別と異なることに注意を要する。

〔136〕神戸地裁昭和五一年九月三〇日判決（判時八五六号七三頁）

【事案】小学校の授業時間中隣席のXにいたずらをしようとしたA（八歳一〇ヶ月男）の鉛筆がXの左眼に突き刺さり、Xは負傷した。Aは本件事故の二ヶ月半程前から授業中落ち着かない動作が目立つようになり、何度も教師の注意を受けながら止める様子もなく、Xに対してもしばしば鉛筆で袖のあたり等をつつくなどのいたずらをし、本件事故の二、

三日前及びそれ以前にも一度（このときAは担任教諭Bから叱られている）Xの衣服に鉛筆で落書きをしていた。Aの母YはAが鉛筆を折ることについてAに直接注意し、本件事故の約一ヶ月前にBが家庭訪問に来た際にAの落ち着きのなさや鉛筆を折る癖などについてBと話をしていたが、AのXに対するいたずらについては知らなかった。XからA及びY並びにAの父Y₁らに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】小学校教育の目的達成のために小学校教師が有する監督権限は親の監護教育権も制約できる場合があるから、小学校教師の右権限行使に支障をきたす親権行使は許されず、反面その範囲で親が監督義務を果たさなくても監督義務懈怠はないと解されないではない。しかしながら、「右に述べた許されるべきではない親権行使とは、小学校教師が教育活動又はこれと密接不離の關係にある活動中に親権者が直接監護を加える行為という狭い範囲のものに止まると解される。これに対して、本来法定監督義務者が負担している児童が加害行為をしないよう監督すべき義務は、右義務者が児童を監視し直接監督行為を及ぼすことができる範囲内で当該児童が加害行為に及ぼうとする場合にのみ履行すべきものではない。……特に監護教育を含む親権が権利であるのみならず子及び社会に対する義務であり、親権者は子と同居して扶養し、その性格、性癖、知能的発達段階等につきもつとも知識を有してその全生活關係に関与すべきものあり、更にまた、児童が一般に社会生活規範に習熟せず人格が未熟で意思能力に欠けるだけに加害を行いやすく、行動も合理性を欠き予測し難い面があるため何をするか判らぬが加害行為をすることだけは十分予見できる場合が多く、家庭など周囲の環境にも影響されやすいことからすると、親権者の負担する児童の他人に対する加害行為を防止すべき監督義務は、児童が加害行為に及ぶ現実的かつ具体的危険が生じた場合にその発生を阻止すべきであるという具体的な狭い範囲の義務に尽きるものではなく、児童の生活全般にわたる広汎かつ一般的なものであつて、当該児童が、一般的基本的な社会生活規範やどのような行動をとれば右規範に触れる結果になるかについての理解と認識を深め身につけること

ができるよう、また、社会の事理に適った行動を目指す意志の統制力を強化できるよう、常日頃から教育、訓育を行うことによつて、もしそれでも効果が見られないようならば、深く情操教育などを通して人格の改善と成熟をはかることによつて、他人に対する加害行為の発生を防止すべき義務でもあるといわなければならない。更に、……親権者は児童に対し前記監督に服するよう、常日頃から教育、訓育を行うことによつても監督すべき義務があり、このような義務を尽くしていたならば本件加害は発生しなかつたであろうことは、……十分推認し得る……(もつとも、親が民法七四一条一項但書の免責を得るには当該児童の性格、年令等に依じて、社会の一般常識上必要とされる程度にまで前記の各義務を果していれば足るものと解せられる。)。これをAに即して言えば、「Y両名は、他人の顔を先の尖つたもので突いたりなどすると思わぬ大怪我をさせることがあるからしてはならないこと、また、他人の人格は尊重しなければならぬから他人の気持を大切にしないと、他人の嫌がるようなこと、特に他人の身体を故意又は重大な過失によつて傷つけるようなことは厳につつしまなければならぬこと、また、B教諭の注意をよく聞き授業中は同級生にいたずらなどしてはならないことを、日常平素から、少なくとも戒しめ教育することによつても監督すべき義務があると解せられる」。

【検討】従来の判決と同様に学校内の事故について親が責任を負わない場合があり得ることを認めながら、それが狭い範囲に限定されることを明らかにした上で、親が子について「身上監護型」監督義務を負っていることを強調している。さらに現実的且つ具体的危険が生じた場合にその危険を防止する監督義務(本稿に言う「具体的監督義務」に相当するものと言える)だけではなく、「一般的な」監督義務をも負うとしており、この一般的監督義務の内容として、一般的基本的社会生活規範に関する理解と認識の深化、社会の事理に適った行動を目指す意志の統制力の強化、情操教育などを通して人格の改善と成熟、教師の監督への服従のための教育を挙げている(本稿に言う「一般監督義務」に相当する

と言えよう。

事案としてはA（被害者を鉛筆で突き刺す等のいたずら）。

〔137〕福岡地裁小倉支部昭和五六年八月二八日判決（判時一〇三三号一一三頁）

【事案】小学校の放課後の居残り学習終了後担任教諭の帰宅せよとの指示を無視したA（一〇歳二ヶ月男）が友人らと共に飛ばした画鋲付紙飛行機による同級生Xの左眼負傷。教室内で児童が紙飛行機を飛ばすことはしばしばあったが、その先端に画鋲等を固定したのは本件事故当日が始めてであった。XらからAの父母Y₁Y₂らに対し七一四条等に基づき賠償請求。Yらに対する関係で請求認容。

【判旨】「民法七一四条一項にいう児童の行為に対する父母の監督義務とは具体的、現実的な義務に限定されるものではなく児童の生活全般に関する一般的、基本的な義務をその内容とするものであるから、たとえ当該児童が学校内において同法条二項の代理監督者である教師の指導監督を受けるべき状況下にあったからといって直ちにその義務懈怠による責任を免除されるべき性質のものではない」。「Yらが平素父母としてAに対し一般的、基本的に違法行為防止の義務を尽していたことは本件全証拠によるもこれを認めるに足らないし、却って、……本件事故はAがM教諭の指示を無視して居残ったことから生じた点及びXらの制止を無視して他の児童の危険な遊びに無反省に同調した点に着目すれば、Yらが父母として平素から一般的な監督義務を怠らなかつたとは到底認めがたい」。

【検討】親は「身上監護型」監督義務を負うことから、学校内で教師の指導監督を受けるべき状況下の事故であるというだけでは免責されないことを明らかにし、さらに親の監督義務の内容として「一般的、基本的な義務」や「一般的、基本的」な「違法行為防止の義務」を挙げている。この「一般的、基本的義務」の内容は明らかにされていないものの、

学校設置者の責任に関する判断の中で、Aらの担任教諭にとつてであるが、本件事故発生が「事前に危険を予測できない突発的事故」であるとされており、このことを併せ考えると、一般的監督義務違反に基づく責任を肯定していると思われる。

〔138〕神戸地裁昭和五九年四月二五日判決(判時一一三四号二二八頁)

【事案】A(一三歳五ヶ月男)はXの顔を平手打ちで一回強打した(Xの突発性難聴)。XからAの父母Y₁Y₂に対し七―四条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「YらはAの法定監督義務者として民法七―四条一項に基きXの蒙った損害を賠償すべき義務がある」。

〔139〕長野地裁昭和六〇年二月二五日判決(判夕五五四号二六二頁)

【事案】A及びB(いずれも一二歳男)は小学校の廊下においてXの手を掴む等してXをぐるぐるまわしたところ、Xが転倒した(X負傷)。XらからAの父母Y₁Y₂及びBの父母Y₃Y₄に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】ABの本件行為は「いたずら型」であるが、「Xの身体に対し意識的に有形力を加えたことは明らかで、更なる態様は傷害の結果を発生する蓋然性が低いとはいえず、違法性がある」り、「更に被害者であるXに何らの落ち度もないから、被害者との関係で、一二歳の子の親権者としては日頃から他人に対するいたずらを防止するように監督すべき義務があったというべきである」。

【検討】学校設置者の責任に関する判断の中で本件事故が、Xの担任教諭にとつては予見可能であつたとしても(Xの担任教諭自身生徒に対して暴力容認の態度を示し、また、XがA及びB以外の生徒から暴行を受けたことのある事実

を知っていた)、「通常では予見の困難な類型に属」し、「一般的には予見困難」であるとしており、このことから、Y₂に対する関係では判決理由にいう「日頃から他人に対するいたずらを防止するように監督すべき義務」を一般的監督義務と見ることができよう。

〔140〕名古屋地裁昭和六二年八月一日判決(判時一二六三号三五頁)

【事案】A(一一歳二ヶ月女)は公園で会ったXのお尻のあたりを木の枝で突ついた(X負傷)。XからAの父母Y₁、Y₂(但し、Y₁はAの実父であるが、Aの親権者Y₂の内縁の夫であり、法定監督義務者ではない)に対し慰謝料等請求。請求認容。

【判旨】Y₂がAの実母であり親権者であること、Y₁がAの実父であり、Y₂及びAと同居してAの出生以来生計を共にし、Aのしつけ、扶養にあたっていること、Y₁は事実上の夫婦として長年生活を共にしており、その間にAのほかBがあり、いずれも父Y₁の認知を得て父の氏を称する入籍を了し、以降住民票も同一世帯となっていること等が認められる。「右事実によれば、Y₂は親権者として、Y₁は実父であり、かつ、事実上Aの監護養育に当たっている者であるから、条理に基づき監督義務者として、いずれもAの生活関係の全般にわたりこれを監督すべき義務を負う」。しかしるところ、本件全証拠によっても、Y₁においてその監督義務を怠らなかつたと認めるに足りない。

【検討】親権を有しないが、長年子の父親として生活している実父について、「条理」に基づき不法行為法上の(その懈怠の存否について証明責任の転換された)監督義務を認めている。

〔141〕長崎地裁福江支部昭和六三年一月一日判決(判タ六九六号一七三頁)

【事案】A（一一歳八ヶ月男）及びB（一一歳五ヶ月男）は同級生Xとふざけ合ううちにXの鞆丸を握った（X負傷）。本件いたずらは本件事故当時A B Xの他、他のクラスの一部の生徒間で行われ、特にA BがXに対するふざけ行為として仕掛けることが多かったが、A B及びXが本件いたずらについて父母等に話したことはなかった。XらからAの父母Y₁、Y₂及びBの父母Y₃、Y₄らに対し賠償請求。Yらに対する関係で請求認容。

【判旨】「親権者は、通常、当該児童の性格、心神の発達状況、行動様式、生育歴などを知り、最も児童の行動規制をなし得る立場にあつて、家庭内における児童との対話等によつて児童との接触を深め、児童が他人に危険を及ぼす行動に出る危険を予見し、予め危険行為についての認識を与え、一般的な注意、指導をなして危険行為を防止する監督義務を有する」といふべきであり、その意味で、親権者は児童が校長、教師等の代理監督義務者の監督下にあつたか否かにかかわらず、児童の全生活関係にわたつてその監督義務を負うものである。したがつて、児童の危険行為が代理監督義務者の下でなされたというだけでは、法定監督義務者である親権者はその責任を免れることはできず、右のような親権者としての包括的な義務を尽くしたことを主張、立証しない限り、その責任を免れることはできない」。

【検討】「児童が他人に危険を及ぼす行動に出る危険」についての予見義務を親に課していると思られる。事案としてはA（鞆丸を握る行為）。

〔142〕東京地裁平成五年七月二〇日判決（判タ八三五号二二三頁）

【事案】A（九歳一〇ヶ月男）は小学校においてXに足をかけて転倒させた（X重傷）。Aは本件事故の約一年前に好意から同級生の女の子の背中をいたずらしたつもりで小突いたことがあり、Aの担任教諭はこの事実をAの母Y₂に伝えていた。Aの父Y₁は本件事故の約二年五ヶ月前からA及びY₂と別居していた。XらからY₁、Y₂らに対し賠償請求。Yらに対

説
する関係で請求認容。

論

【判旨】「Aが本件事事故前から粗暴な行動の目立つ子供であったとは認められない。しかし、そうであっても、子供同士の遊びやふざけごっこの際に、突発的に相手にけがをさせることもあり得るから、監督義務者としては、たとえ遊びであっても危険な行為をしてはいけない旨言い聞かせるべきである。理由はどうあれ、AがXに対し、一方的に暴行を加えたことからすれば、Y₁がAに対し、他人にけがをさせるような危険な行為をしてはいけない旨十分注意していたとは認められない」。なお、Y₁は本件事事故当時A及びY₂と別居していたが、「他方で、右当時、Y₁はY₂及びAの居宅から徒歩一五分くらいの所に住んでおり、Aとは同じ少年野球チームで日曜祭日のたびに顔を合わせていたことが認められるから、……親権者であるY₁は監督義務者の責任を免れない」。

【検討】「突発的」な事故の防止のための監督義務が存在するとしており、親の一般的監督義務違反に基づく責任を肯定するものと見られる。また、子と別居している親について、住居が近く、日曜祭日のために子と顔を合わせている場合には、監督義務が存続することを明らかにしている。事案としては、好意からであるにしても他人の身体に対する攻撃を加えていたことからすると、C（同級生に対する小突き）と言えようか。

【143】大阪地裁平成一〇年四月一四日判決（交民集三二卷二号五六〇頁）

【事案】A（一〇歳一ヶ月男）の発射した空気銃の弾丸が車の後部ガラスに当たった衝撃音によりわき見運転したXの車の自損事故（X負傷）。XらからAの父母Y₁Y₂らに対し七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Y₁及びY₂が訴外Aの監督義務を怠らなかつたことを認めるに足りる証拠はないから、Y₁及びY₂の免責の抗弁は理由がない」。

〔144〕東京地裁平成一三年一月二六日判決（判タ一―二三号二一八頁）

【事案】中学校の授業時間中Bとじゃれ合ううちに立腹したA（一三歳一ヶ月男）の投げた椅子がXに当たった（X負傷）。Aは同級生と喧嘩をすることがあり、興奮すると学用品を投げたり、椅子や机を蹴ることもあった。Aの担任教諭Cは、Aが問題行動をした際にはAの母Y²と連絡をとり、家庭での指導等を依頼していた。XらからAの父母Y¹、Y²に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aは学校内においてしばしば粗暴な問題行動をとっていたものと認められ、Aの学校での問題行動については、C教諭からの連絡等によりY¹らも認識していたことが認められる。……Y²は、本件事故以前、C教諭からAが同級生と喧嘩した旨の連絡に対して適切な対応をとっていないことが認められる。また、……Y²は、……Aの問題行動について深刻に考えていなかったと推認することができ、……Y¹らが、Aに対し、監督義務を尽くしていたと認めるに足りる証拠はない」。

【検討】子の危険行為について認識があったことを認定している。事案としてはC（喧嘩、学用品を投げること）。

〔145〕神戸地裁平成一六年二月二五日判決（判時一八五三号一三三頁）

【事案】A（九歳一ヶ月男）は下級生Bを自宅近くの調整池に連れて行き、Bの靴を放り投げそれをBに取りに行くように命じたところ、Aに暴力を振るわれたり脅されていたBは水の中に入り溺れた（B死亡）。Aは日頃、自分の要求に従わない同級生や下級生に暴力を振るい、他人の玩具などを放り投げて取りに行かせるなどしていたほか、本件事故の数日前には下級生Cを本件池に連れて行き、同人の玩具を池に投げ込んで取りに行かせていた。また、Aの父母Y¹、Y²は離婚と再婚を繰り返し、Aが六歳七ヶ月のとき三度目の離婚をした後母Y²がAの親権者となっていたものの、Y²はA

に十分な食事や衣服を与えておらず、日頃からのAの粗暴な行動のために家庭訪問に訪れたAの小学校の教師からAに對する配慮を要請されていた。Bの遺族XらがY₁、Y₂に對し賠償請求。Y₂に對する關係で請求認容。

【判旨】Y₂がAに十分な食事や衣服を与えていなかったとの事実によれば、「Y₂がAに對する監督義務を怠つていなかったとは認め難い」。

Y₁については七一四条一項の準用を否定した上で以下のように述べる。Y₁の七〇九条責任が認められるためには、Aが本件加害行為を行うことについて「具体的な予見可能性が認められる必要があるが、Y₁らが婚姻していた間に、Aが上記違法行為に及ぶ危険性があることを予見することができたと推認しうるような事情は証擧上認められない。また、Y₁らが離婚した後についても、…：離婚した当初、AがY₁宅を訪れていたことはあつたが、程なくしてY₂がD（筆者註…本件事故後Y₁と婚姻した者」と同居を始め、それ以降は、AがY₁宅を訪れることがなくなつたことが認められ、Aが訪れた際に、Aが上記違法行為に及ぶ危険性があることを予見することができたと推認しうるような事情も証擧上認められない」。

【検討】故意の犯罪に含めることも可能であるとも見られるが、判決は、Bの生命の危険に関するAの認識を認定することとどまる（いわゆる認識ある過失のケースとも見られる）ことから、いたずらによる事故に位置づけることとする。事案としてはA（池への入水の強制）。Y₂については食事や衣服の状況から監督義務違反を肯定しており、一般的監督義務が問題とされていると見られる。これに對し、Y₁については、本件加害行為についての「具体的な予見可能性」が要求されている。これは、Y₁については親権も子とのある程度定期的な接触もないことが影響していると見られる。

【事案】小学校の「帰りの会」においてA（一〇歳四ヶ月男）の投げた鉛筆がXの左眼に刺さった（X左眼ほぼ失明）。Aには短気なところがあり、友達に手を出したり消しゴム等を投げるなどの暴力的素行を有し、Xに対しては言葉や態度で一方的にちょっかいを出し、本件事故の前月には雪合戦中にXに怪我をさせていた。Aの父母Y₁、Y₂はAの担任教師BとAの授業態度や友達関係について話をする事があったが、XがAからいじめられているのではないかとXの母からBへの相談については連絡を受けていなかった。XらからY₁、Y₂に対し七一四条一項に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】親権者は責任無能力者の全生活関係について監督義務を負う。Aは本件事故当時責任無能力であったと認められるから、「Aの親権者であったY₁、Y₂において、民法七一四条一項に基づき、損害を賠償すべき義務を負う」。「児童が加害行為を行った際、小学校教育のために担任教諭等の指導監督の下に置かれ、代理監督義務者がその責任を負うとしても、そのことよって親権者の責任が当然に免除されることにはならない。また、本件では、Aは、短気な性格で、友達をたたいたり、物を投げつけたりするといった問題行動が日頃からみられたため、B教諭が個別指導を繰り返していたことや、保護者であるYらとのやり取りにおいて、授業中の態度や友達関係について話をしていたことも窺われるのであるから、本件事故が学校教育の場で生じたことをもって、Yらが自らの監督義務を怠らなかつたと認めることはできない。

【検討】Xへの「ちょっかい」の内容が明らかではないものの、従前暴力的素行が認められたことから、事案としてはA。監督義務の内容に直接は触れていないものの、学校教育下での事故を理由とする親の免責を否定する説示に關してであるが、Aの従前のものを投げるなどの行動を指摘して親の監督義務違反を認めていることからすると、具体的監督義務の違反が問題とされていると見るべきであろう。

以上のいたずらによる事故に関する裁判例のうち、学校内での事故に関する裁判例においては監督義務の内容について比較的詳細に説示がなされている(134、135、136、137、139、141、142、144)。そして、その中には親の一般的監督義務違反に基づく責任の成立を認めると見られる裁判例が少なくない(134、136、137、139、142)。このことは、責任能力者による学校での加害行為に関する裁判例(主としてけんかによる事故及びいじめに関する裁判例)において、親の七〇九条責任を認める前提として予見可能性が要求されているのとは対照をなしている。さらに、監督義務の内容に一切触れない裁判例も多数見られ(131、132、133、138、140、143、145-1)、ここでも第一目で述べたのと同様のことが妥当しよう(但し、145-1を除く)。

なお、学校内での事故について親が免責される場合があることを認める点では、この類型においても、遊戯・スポーツ事故に関する裁判例と同様であるが、免責され得る場面は非常に限定され(「教育活動又はこれと密接不離の關係にある活動中に親権者が直接監護を加える」義務は親になく、この点についてのみ親は免責され得るとする。裁判例136参照)、実質的には親の免責を認めないものとなっている。

また、親権のない実父、別居中の(但し日曜祭日には子と会っている)父についても(条理に基づき、その懈怠について証明責任の転換された)監督義務を負わせている裁判例が見られる(140、142)。但し、親権のない実父につき、子とのある程度定期的な接触がない場合に、監督義務の内容を限定的に解する(具体的監督義務の違反を要求する)裁判例(145)も見られる。

第四目 未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに三件存在する。

〔146〕東京控訴院大正四年四月一二日判決(法律新聞一〇一六号二二頁)

【事案】 A、B及びC(いずれも数え年一二歳以上一四歳以下男)のいずれかが下校途中にXと争闘し、Aらを含む一名が共にXを殴打した(X負傷)。XからA乃至Cの親権者Y₁Y₂Y₃に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】 Yらが監督義務懈怠不存在を立証するために援用した証人の「証言に依りては単にY等の監督する未成年者に從來悪行なかりしことを認め得るに止まり毫もY等が監督義務を怠らざりしことを認むるに由なし」。

【検討】 子に從來悪行のなかつたとの事実の立証だけでは免責立証となり得ないとする。

〔147〕水戸地裁土浦支部昭和四年一月四日判決(法律新聞三〇四七号四頁)

【事案】 CはA(八歳七ヶ月男)により横腹の辺りを足蹴にされ、Bに手で頭部を叩かれたところ、Aの足蹴が原因で肋膜炎となった(C死亡)。Cの遺族XからAの父Yらに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】 Aは加害行為当時責任無能力であった故に、「其法定の監督義務者たるYに於て之が為めに生じたる損害を賠償すべき責に任ずべきは論を俟たず」。

Bの父に対する請求については、Bの行為とCの死亡に因果関係がないとして棄却。

〔148〕大阪地裁昭和五〇年三月三日判決(判時七八一号九三頁)

【事案】 小学校の放課後Xからの決闘の申入れに応じたA(一一歳一ヶ月男)はXと喧嘩となり、Xの左眼付近を殴りつけた(X負傷)。XからAの母Yらに対し慰謝料請求。Yに対する関係で請求認容。

【判旨】 Aは責任無能力であったから、「Aの母であるYは民法七一四条によりXに対し損害賠償義務を負う」。

第五目 いじめに関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに三件存在する。

〔149〕浦和地裁昭和六〇年四月二二日判決（判時一一五九号六八頁）

【事案】小学校の放課後B及びA（九歳七ヶ月男）が立て続けに廊下で立ち話をしていたXの足元目掛けて背後から滑り込みをかけ、Aによる滑り込みの際にXが転倒し、負傷した。本件事故の約七ヶ月前頃からAらの学年の男子生徒の間で、廊下に佇立する者の虚をついて滑り込みをかけるといういたずらが流行し始め、A及びBは本件事故以前にも同級生の女子児童に対してこのいたずらを試みたことがあった。また、Xは本件事故の約一〇ヶ月前に転校してきた直後から同級生の男子児童より頻繁に殴る蹴る等の暴行を受けるようになっていた。XからAの父母 Y_1 及びBの父母らに対して七〇九条及び七一四条等に基づき賠償請求。

【判旨】小学校の校長や担任教諭には、その教育活動の効果を十分に發揮する必要上、法定監督義務者の監督義務を一時的に排除し、児童を指導監督する権利義務が与えられており、従って、学校内での児童の違法行為に関し親権者がその責任を負わない場合があり得る。「しかしながら親権者は、その子たる児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子どもの生活関係全般にわたってこれを保護監督すべきであり、少なくとも、社会生活を営んでいくうえでの基本的規範の一として、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身につけさせる教育を行って、児童の人格の成熟を図るべき広汎かつ深遠な義務を負うといわなければならないのであって、たとえ、子どもが学校内で起した事故であっても、それが他人の生命、及び身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者が右

のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたものと認められる場合でない限り、……右事故により生じた損害を賠償すべき責任を負担するものというべきである。しかし、……弱い者いじめはしない……〔とのYらによるAに対する〕説論のみをもってしては、右のような保護監督義務を尽くしたとは到底いえない。

Bの父母については、Bの行為とXの傷害に因果関係がないとして請求を棄却している。

【検討】Xが従前「いじめ」を受けていたとの事実認定がなされ、本件事故もそのような状況の中で感化されたAにより引き起こされたものであるとしており、このことからすると本件加害行為も「いじめ」の延長線上にある行為ととらえることができよう。但し、A及びBが従前Xに対して暴行を加えていたとの事実認定はなされておらず、このことからすれば本件事故にはいたずらによる事故としての側面もあると言いうことができる。

学校内の事故についても、親は子について「身上監護型」監督義務を負っており、他人の生命・身体に危害を加える事故については、そのような不法な侵害の防止に関する社会生活規範についての理解・認識の深化及び体得のための教育を行う義務を負うとしている。もつとも、弱い者いじめをしないとの説諭ではこの義務を果たしたことになるかといえるところ、具体的にどのような監督措置が講じられるべきかは明らかにされていない。

事案としてはA（滑り込みにより他人を転倒させた）及びA（Xに対するいじめ）と言えようか。

〔150〕金沢地裁平成八年一〇月二五日判決（判時一六二九号一一三頁）

【事案】小学校の給食時間終了後A（一一歳二ヶ月男）がXを追いかける等したことに端を発し、BCらその他多数の児童が加わり、Xに足蹴等の暴行を加える等したため、Xは負傷し、また、学校生活に恐怖感を抱き、その後数ヶ月間登校しなかつた。Xは、本件事件の約七ヶ月前に転校してきたその二週間後に放課後上級生から暴行を受けて負傷し、

その後も本件事件に至るまで、同級生から叩かれたりする等されていた。Xから本件事件現場に居合わせたA乃至G七名（一〇歳六ヶ月乃至一一歳三ヶ月）の父又は母Y¹乃至Y¹³らに対し七〇九条及び七一四条に基づき慰謝料等を請求。請求認容。

【判旨】親権者の監督義務の範囲は、「その子たる児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子供の生活関係全般に及ぶべきものであり、少なくとも、他人の生命・身体に対し不法な侵害を加えないとの規範は、社会生活を営んでいく上での最も基本的な規範の一つであるから、親権者としては、当然にこれを身につけるべく教育を行う義務があるものというべきである」。「したがって、たとえ子供が学校内で起した事故であっても、それが他人の生命・身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者は、右のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたものと認められる場合でない限り、……右事故によって生じた損害を賠償すべき責任を負わなければならない」。YらによるAらに対しての「人に迷惑をかけるようなことをしないことなど……〔との〕説諭のみをもってしては、右のような保護監督義務を尽くしたとは到底いえない」。

【検討】監督義務に関して49とほぼ同様の説示をしている。事案としては、本件事故以前にAらがXに対して暴行等を加えていた事実は認定されていないものの、A（被害者）に対する継続的暴行）と言えよう。

〔15〕大阪高裁平成一二年一月三〇日判決（判タ一一一八号二二五頁）

【事案】事案の詳細は不明であるが、判決理由から明らかな限りでは以下のような事案である。Xは小学校入学後間もない頃から約二年にわたり、同級生A（性別不明）らから加害行為を受け、とくに二年生の六月乃至二学期以降プロレスごっこ等の「いじめ」を受け、二年生の三月にはAの加害行為により負傷した。Aは二年生の二学期頃少なくとも二

回Xに金員を交付させ、Aの母Y²は、Aが要求するとXがお金をくれるという関係になっていたことを認識していた。XからA乃至F六名の両親Y¹乃至Y¹²に対し賠償請求。Aの両親Y¹Y²に対する関係で請求認容。B乃至Fの両親Y³乃至Y¹²に対する関係で請求棄却。

【判旨】Y¹Y²は、「AがXに対してなした……行為につき、民法七〇九条、七一四条に基づき、不法行為による損害賠償責任を負うべきである」。

B乃至Fについては「いじめ」に加わったと明確に認定することができず、また、加わっていたとしてもその違法性は軽微であることから、Y³乃至Y¹²に不法行為責任があるということはできない。

【検討】子の年齢が七歳未満である可能性もあるが、便宜上ここで検討する。

Y²に関しては、金銭のやり取りの認識可能性を認定しており、「いじめ」の認識可能性を認めているものと見られる。Aに関する限り事案としてはA（プロレスごっこ、金銭の要求等）。

なお、判旨が何故七〇九条に言及しているのかは明らかではない。

いずれの裁判例においても（但し、151に関しては父親についてのみ）、「特定化された行為」やそのような行為を誘発する環境が認定されているにもかかわらず、当該加害行為の予見可能性には特に言及されていない。このことは、責任能力者によるいじめに関する裁判例において、親の七〇九条責任を認める前提として予見可能性が要求されているのと対照をなしている。

第六目 交通事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに七件存在する。

〔152〕東京地裁昭和三十七年一月二日判決（下民集一三卷一一号二二一七頁）

【事案】A（一四歳一〇ヶ月男）運転の自転車と歩行者Xとの衝突（X重傷）。Aは通学の都合上母Yと別居していた。XからYに対して七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】YはAの養育及び監督をB（Yの主張によればAの伯母）に一切任せていたことを理由として責任がないと主張するが、「代理監督者をおいたというだけで親権者の法定の監督責任が免脱されるとはとうてい考えられない。ただし、親権者は代理監督者をおいた場合であっても、何時でも法定の監護教育の権利を自ら行使しうべき者であるからである」。「本件事故が親権者たるY及び代理監督者たるBの監督上の注意をもってしてもさげえなかつたものであることを認める」ことはできない。

【検討】監督の委託の事実だけでは免責立証となりえないとしている。

〔153〕東京地裁昭和五二年二月二〇日判決（交民集一〇卷六号一七七五頁）

【事案】夜間におけるA（二三歳一ヶ月男）運転の自転車と歩行者Xとの衝突（X死亡）。Aの自転車はAの父母Y₁、Y₂がAに買ひ与えたものであった。Bの遺族XらがA及びY₁、Y₂に対し七〇九条及び七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aの乗っていた……自転車はセミドロップ式のスポーツ車であり、且つAの前方不注意が本件事故の原因となっている等の事情を考慮すると、Aの両親たるY₁、Y₂が、Aの監督義務を尽くしていたとは認め難い」。

【検討】セミドロップ式ハンドルのスポーツ車（ハンドルの位置が低いいため運転者は下を向くことが多い）による前方

不注視を原因とする事故という事情を主として考慮して監督義務懈怠を肯定しており、事故の予見可能性及びそれを直接に基礎づけ得る事実には言及されていない。事案としてはB（自転車）。

〔154〕山口地裁徳山支部昭和五三年七月四日判決（交民集一一卷四号九八三頁）

【事案】A（一一歳一ヶ月男）運転の自転車と歩行者Bとの衝突（B死亡）。Bの遺族XらからA及びその父母^{1,2}に対し七〇九条及び七二四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aは小学校二年生の頃から自転車に乗りはじめていたが、Y¹とY²はAが本件事故当時どの位の頻度でどのような交通状況の道路でどのような方法をもって運転していたかについて明確には知らず、ただ乗車にあたっては交通ルールを守り前方や左右をよく見て走行すべきことを口頭で注意することはあつても、Aの自転車運転の技術や注意能力を実際に確かめたことはないことが認められ、右事実によればYらがAの本件自転車運転につき監督義務を尽していたとはなし難い。

【検討】自転車運転に関する監督を問題としているが、事故の予見可能性及びそれを直接に基礎づけ得る事実には言及されていない。また、口頭の注意では足りず、子の自転車運転の技術等の親自身による確認を要求するものと見られる。

〔155〕岡山地裁笹岡支部昭和五九年九月五日判決（交民集一七卷五号一二三四頁）

【事案】A（一二歳一ヶ月男）運転の自転車とB運転の自転車との衝突（B死亡）。Bの遺族XらからA及びその父母^{1,2}に対し賠償請求。請求認容。

【判旨】Aは責任無能力者であり、「YらはAの両親であることが認められるから、Aを監督すべき法定の義務ある者

説
として、Aの前記過失行為によりBに生じた損害を各自賠償すべき義務がある」。

論
【156】大阪地裁昭和六〇年一月二十九日判決（交民集一八巻一号一六〇頁）

【事案】公園内で友人らと自転車で遊戯中であつたA（一二歳三ヶ月男）がわき見運転する自転車と歩行者Bとの衝突（B死亡）。Aの自転車はAの父母Y₁Y₂が買い与えたものであつた。Bの遺族XらからA及びY₁Y₂に対し七一四条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】YらはAの法定監督義務者であり、「また、同人に五段変速機付ミニサイクル自転車を買い与えたのであるから、同人が公園内で右自転車を運転しようとする場合には、事故の発生を未然に防止しうる速度と方法で走行するように指導監督すべき注意義務があるのに、これを怠り、公園内で遊ぶ際の加害自転車運転上の注意を十分与えず、かつ、十分な監督をしなかつた過失が認められ」る。

【検討】遊戯中の事故であるが、自転車という乗り物による加害であり、また、被害者は遊戯に参加していない歩行者であることから、ここに分類する。

自転車運転に関する監督を問題としているが、事故の予見可能性には言及されていない。事案としてはB（自転車）。

【157】京都地裁平成元年九月六日判決（判時一三八〇号一二六頁）

【事案】A（一一歳一ヶ月男）運転の自転車とバスから降車していたXとの衝突（X負傷）。XからAの父母Y₁Y₂らに対し賠償請求。請求認容。

【判旨】本件事故当時Aは責任無能力者であり、YらはAの父母であり、法定代理人親権者にあたる。「従つて、Yら

は、Aの監督義務者として、民法七一四条一項本文に基づき、各自本件事故によりXに生じた損害を賠償する責任がある」。

〔158〕大阪地裁平成五年二月七日判決（交民集二六卷六号一四九〇頁）

【事案】交差点におけるA（一一歳七ヶ月女）運転の自転車と歩行者Xとの衝突（X負傷）。XからAの父母Y₁Y₂に對し七一四条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「本件事故当時、Aが一歳七ヶ月であったことからすると、Aの親権者であるYらは、民法七二二条、七一四条に基づき、Xに対して、本件事故による損害を賠償する責任があると解するのが相当である」。

いずれも自転車による加害に関する裁判例である。監督義務の内容について比較的詳細に説示している裁判例においては、いずれも子による「特定化された行為」に関する監督が問題とされているものの、そのような行為の予見可能性に触れられていない（153、154、156）。但し、自転車の供与という事実から直接に監督義務を導き出す裁判例が見られる（156）。この年齢階層の子どもについてはその取扱いにより自転車が既に公衆にとつての危険物となり得るとの評価によると見られる。

（155―1）本件については判例評釈として、奥野久雄「生徒間の校内事故と親の責任」『大阪商業大学論集』六五号（昭和五七年）一五七頁がある。

（156）本件については判例評釈として、奥野久雄「大阪地判昭和五五年七月一四日判批」『法時』五五卷六号（昭和五八年）一

五七頁がある。

(157) この点について奥野・前掲判批(註156)一六一頁は、「判例は、当該未成年者の不法行為に対して監督義務者がどのように関与したかという個別的・具体的な判断を示しておらず、一般的・日常的な監督義務者の未成年者に対する態度をもって相当因果関係の有無を判断している」とする。しかし、確かに裁判例、殊に本判決が、日常の監督の態様を問題にしており、その限りで「一般的」監督を問題にしているとは言い難いように思われる。

(158) 本件については判例評釈として、山本・前掲判批(註12)の他、明石三郎「宇都宮地判昭和四五年三月三日判批」『法時』四三巻六号(昭和四六年)一三六頁、米山隆「同判批」『法時』四四巻七号(昭和四七年)一三一頁がある。

(159) 教師による懲戒後の生徒の自殺に関してであるが最高裁昭和五二年一〇月二五日判決判タ三五五号二六〇頁。「91」判決は学校設置者の責任について明示的にこの判決を引用している。

(160) 責任無能力者の加害行為につき「故意」が認められるか否かは、故意につき違法性の認識(可能性)を必要とするか否かにも関連して問題となるかもしれない。しかし、本稿ではこの問題に深く立ち入らず、差し当たり「犯罪構成要件に該当する具体的事実を認識すれば足」とする刑法上の判例(最判昭和二六年一月一日刑集五卷二二号三三四頁)に従い、当該加害行為が故意の犯罪に該当すると見られる裁判例をここに分類した。

(161) 本判決については坂井調査官による判例解説(「最判昭和三七年二月二七日判解」『曹時』一四巻四号(昭和三七年)一八頁)がある他、判例評釈として谷口知平「最判昭和三七年二月二七日判解」『民商』四七巻四号(昭和三八年)六〇五頁がある。

(162) 特段の理由なくして第三者に危険を及ぼす行為をすることが責任能力を有しないような児童・幼児のいたずらの特徴と見ることができることから、子が当該加害行為を行った理由が明らかではなく且つ他の類型に含めることのできないケースもこの類型に含めることとする。

(163) 「身上監護型」監督義務が監督義務の尽くされるべき時間的場所的範囲の広狭により定まるべきものであり、監督義務の内容に触れるものではないことについては、前註130参照。